

経 済 労 働 委 員 会 記 録
< 第 2 号 >

平成25年第4回沖縄県議会（6月定例会）

平成25年7月4日（木曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 2 号>

開会の日時

年月日 平成25年 7 月 4 日 木曜日
開 会 午前10時03分
散 会 午後 4 時10分

場 所

第 1 委員会室

議 題

- 1 乙第 4 号議案 沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 2 乙第 5 号議案 沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 3 乙第 8 号議案 指定管理者の指定について
- 4 陳情平成24年第81号、同第102号、同第113号、同第114号、同第119号、同第123号、同第140号の 2、同第144号、同第146号、同第147号、同第158号、同第161号、同第162号、同第198号、同第206号、第 6 号、第13号、第28号、第30号、第33号、第44号、第47号、第50号の 2、第51号、第53号及び第68号
- 5 閉会中継続審査・調査について

出 席 委 員

委 員 長 上 原 章 君
委 員 翁 長 政 俊 君
委 員 新 垣 哲 司 君
委 員 仲 村 未 央 さん

委員	崎山嗣幸君
委員	玉城満君
委員	瑞慶覧功君
委員	玉城ノブ子さん
委員	儀間光秀君
委員	喜納昌春君

委員外議員 なし

欠席委員

砂川利勝君
座喜味一幸君

説明のため出席した者の職・氏名

商工労働部長	小嶺淳君
産業雇用統括監	武田智君
産業政策長	金良実君
ものづくり振興課長	金城陽一君
情報産業振興課長	慶田喜美男君
雇用政策課長	又吉稔君
福祉保健部福祉援護課班長	池原勝利君
農林水産部長	山城毅君
営農支援課長	西村真君
森林緑地課長	謝名堂聡君
文化観光スポーツ部長	湧川盛順君

○上原章委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

乙第4号議案及び乙第5号議案の条例議案2件、乙第8号議案の議決議案1件、陳情平成24年第81号外25件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して

議題といたします。

本日は、説明員として、商工労働部長、農林水産部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第4号議案沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

小嶺淳商工労働部長。

○小嶺淳商工労働部長 それでは、商工労働部関係の3議案につきまして、御説明いたします。

まず初めに、議案の御審査に当たりまして、商工労働部で用意しました配付資料の御確認をお願いします。

今回、商工労働部で用意いたしました資料は、お手元に配付しております、資料1といたしまして、平成25年第4回沖縄県議会（6月定例会）乙号議案説明資料、それと資料2といたしまして、平成25年第4回沖縄県議会（6月定例会）乙号議案説明要旨、この2点が商工労働部で用意させていただいた資料となります。

議案の御説明に当たりまして、資料1、平成25年第4回沖縄県議会（6月定例会）乙号議案説明資料に基づいて進めさせていただきますが、議会配付資料平成25年第4回沖縄県議会（定例会）議案資料の該当ページについても御案内いたします。

それでは、乙第4号議案沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

資料1の1ページをお開きください。

議案書については13ページから17ページとなっております。

乙第4号議案沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、バイオ関連産業等の活性化を促進するための施設として、沖縄バイオ産業振興センターを今年度設置したところです。

同センターにおけるサービスの向上と経費の節減等を図るため、平成26年度から当該施設の管理を指定管理者に行わせる必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

議案書の16ページをお開きください。

附則第1項に規定してありますとおり、この条例は、平成26年4月1日から施行する予定です。

ただし、附則第4項の準備行為に関する規定については、公布の日から施行

する予定です。

説明は以上となります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより乙第4号議案に対する質疑を行います。なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 この沖縄バイオ産業振興センターの経緯を説明してもらえませんか。そして、その沖縄バイオ産業振興センターがどういう役割を担うのかということも含めてお願いします。

○小嶺淳商工労働部長 今の建物は株式会社トロピカルテクノセンターが持っていたわけですが、株式会社トロピカルテクノセンターが役割を終えるということ、かつ、バイオ関係の一沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターという研究インキュベートの施設がありますが、そこを卒業したベンチャー企業が入るところとしてやっているということです。今年度に整備をして、年度途中からポストインキュベーションといいますか、そういった目的で企業に入らせていただくということですが、次年度からは、当初から指定管理者にお願いしたいということです。

○玉城ノブ子委員 株式会社トロピカルテクノセンターは、そのときは国と県と市町村が管理運営をしていたのでしょうか。

○小嶺淳商工労働部長 トロピカルテクノセンターという株式会社があったわけですが、ここはバイオに限らず、ITとかバイオを含めてそういった研究開発とか人材育成をするという、いわゆる第三セクターといいますか、そういう株式会社がやっていたわけですが、今の人材育成とか研究開発の使命を終えるということで、今年度末に解散をするというスケジュールになっています。その建物を県が買い取りまして、今度はバイオのポストインキュベートといいますか、まずファーストステージといいますか、そこから次の段階に行くバイオのベンチャー企業にお使いいただく建物として運用していくという趣旨です。

○玉城ノブ子委員　今はまだ県が買い取って、県が直営でやっているわけですね。職員は何名ですか。

○金城陽一ものづくり振興課長　今は本庁で直接管理しておりまして、班長と担当2人で見えています。

○玉城ノブ子委員　株式会社トロピカルテクノセンターには13名働いていたわけですね。そして今は県が買い取って、一部改装して、そして民間企業に貸し付けるということになるわけですか。

○小嶺淳商工労働部長　今改装中で、終われば民間のポストインキュベーター施設としてベンチャー企業にお貸しするという予定になっております。

○玉城ノブ子委員　何部屋ありますか。

○金城陽一ものづくり振興課長　35室でございます。

○玉城ノブ子委員　私が気になっているのは、株式会社トロピカルテクノセンター—バイオ研究というものは非常に重要だと思っているのです。沖縄県のよさを生かしたバイオの研究を発展させるということは必要だし、それと同時に、そこで人材の育成をして、きちんと研究開発をしていくということを、県が責任を持ってやっていくということが必要ではないかと思っていたわけですが。必要な人材を県が確保する、今いろいろな専門の研究センターを配置していますよね。県の水産海洋研究センターも農業研究センターもそうですが、バイオの場合にも研究員—専門で研究していく研究員を育成するということが非常に重要で、県がその役割を担っていかなくてはいけないのではないかと思っていたわけですが。ですから、むしろこれを改装して民間に貸すということよりも、今までと同じように県が責任を持ってかかわって人材を育成して、バイオの研究を進めていくということが必要だったのではないかと思っているのですが。

○小嶺淳商工労働部長　株式会社トロピカルテクノセンターができたころは、そういったバイオ、ITの先端の研究するところはなかったわけですが。そういうことで、第三セクターとしてそういう役割をつくったわけですが、最近は大学とか沖縄県工業技術センターとか、そういったところで研究もやっています

し、それから人材育成も、まさに沖縄科学技術大学院大学ができましたし、国立沖縄工業高等専門学校等もできましたので、そういう意味では当初設立した使命は終わったと理解をしております。

○玉城ノブ子委員 例えば農業研究センターがシーケンサーを購入しましたよね。あれは具体的にはここで使うのですか。ああいう機器というものは。

○小嶺淳商工労働部長 もとからある沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターはいろいろな研究開発をしますのでそういった機材がありますが、今のバイオ振興センターはただの事務所です。そこに研究開発用の機材を置くとか、そういうことではありません。

○玉城ノブ子委員 ここはどういう役割を果たしますか。

○小嶺淳商工労働部長 バイオ関係の製品を生産する場所としてお使いいただくということです。

○玉城ノブ子委員 結局そこを民間に貸し付けるということになるのですか。

○小嶺淳商工労働部長 そうということです。

○玉城ノブ子委員 そういう意味では、やはりもっと県がかかわって、こういうバイオテクノロジーは期待されている分野でもあるので、県がかかわって研究開発をやっていくということが必要なのではないかと考えています。これをまた指定管理者に管理させるわけですね。具体的にはそこで指定管理者に管理させることによって、ここで働く人たちの労働環境がどうなるかということも大変問題になっていくのではないかと考えています。こういう大事な分野は県がもっとかかわって研究を進めていくことが必要なのではないかと考えています。どうですか。

○小嶺淳商工労働部長 もちろん今後もそういうことにかかわっていくのですが、当初はいわゆる研究開発型のベンチャーといいますか、そういうものはなかったわけです。そういう意味では第三セクターが率先してそういう役割を担ったと思います。最近はそのような研究開発型のベンチャーがたくさん出てきましたので、どちらかというところを支える側に少しシフトしてきているのか

と思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第4号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第5号議案沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

小嶺淳商工労働部長。

○小嶺淳商工労働部長 続きまして、乙第5号議案沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

資料1の2ページをお開きください。

議案書については、18ページとなっております。

乙第5号議案沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例については、県内における緊急かつ臨時的な雇用及び就業の機会を創出し、これにより就業する者その他求職者の生活及び就労に関する相談等の支援を行うため、平成26年3月31日を期限として設置した沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金について、民間事業者等に対する一時金の支給に関する事業並びに福祉及び介護の人材を確保するための事業を行うとともに、引き続き県内における雇用対策を強化するため、平成27年3月31日まで設置期間を延長する必要があることから、条例の一部を改正するものであります。

議案書の18ページをお開きください。

附則に規定していますとおり、この条例は、公布の日から施行する予定です。

説明は以上となります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより乙第5号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 今簡単に趣旨の説明があったのですが、事業の概要について説明いただけますか。

○小嶺淳商工労働部長 今回の条例は、平成24年11月に重点分野雇用創出事業の積み増しということで積み増しされた、延長されたのが1つです。その中で住まい対策拡充等支援事業の積み増し延長、それから福祉・介護人材確保緊急支援事業の追加ということがまず1つです。それから2つ目に、ことしになりまして1月の国の第1次補正予算で、起業支援型地域雇用創造事業が追加されております。この中で一時金の支給という、正規雇用に移った場合の一時金の支給が入ったといったことで関連する条例の改正ということです。

○仲村未央委員 今部長がおっしゃるような正規雇用をした場合の一時金の支給の仕組みについて、もう少し詳しく説明していただけますか。特に継続雇用という場合の定義、正規労働者という場合の定義、そして支給されるタイミングや額等について説明をお願いします。

○又吉稔雇用政策課長 一時金の支給について御説明いたします。委託事業の実施に当たり、新たに雇い入れた者との間で、委託事業に係る契約期間の終了日までの間に、期間の定めのない労働契約で、これは当該事業において正社員として位置づけられるものですが、その労働契約を締結した場合に一時金を支給することになっています。1人当たり30万円を支給することになっております。

○仲村未央委員 その場合、委託先の事業者が、何ヵ月正規労働者に移行する前に雇用する期間があるのか、つまり今おっしゃるような定めのない労働契約を結ぶまでの間にどのような手続があるのか、その移行のタイミングというのをどこで見ているのかということがよくわかりません。支給というものは1回限りなのか、失業者を雇い入れた場合の、その間のことは特に優遇措置等があるわけではないのか。

○又吉稔雇用政策課長 この事業の事業期間は1年以内となっております。そういうわけで、新しく雇用する場合は1年間までは雇い入れることができます。終了間際の一、二ヵ月ぐらい前になるかと思いますが、事業主が事業終了後も

正社員として採用するという意向があれば、県に一時金の支給申請をしていただきます。支払いは会計整理期間の間の支払いになるかと思えます。

○仲村未央委員 正規雇用に至る前の1年以内に雇い入れる場合、何か助成等はあるのですか。

○又吉稔雇用政策課長 特にありません。この事業自体が、人件費が総事業費の2分の1以上という事業内容になっておりまして、それ以外に優遇といえますか、その期間は特にありません。

○仲村未央委員 この支援対象企業も限定がありますが、それについて説明いただけますか。それから限定している理由です。

○又吉稔雇用政策課長 沖縄県内で起業して10年以内の企業が対象になっております。設立して10年以内の企業であれば、成長していく段階で新たな雇用も生み出しやすいという考えから、起業後10年以内の企業を対象にしております。

○仲村未央委員 少し抽象的でよくわからないのですが、これまでもこういった継続雇用を意図してといいますか、いろいろ雇用基金を使って事業をされていると思うのですが、やった事業の実績を示していただきたいのです。これまでの雇用実績と、そのうちの正規雇用として継続になった割合、さらに継続になった上で、その働き方が正規であるのか非正規であるのかを含めて、実績をお示しいただけますか。

○又吉稔雇用政策課長 この緊急雇用創出基金事業の中で、重点分野雇用創出事業というものが一細事業がありまして、その事業では新規雇用者数として、平成23年度までに終了した事業で、延べ3456人の新規雇用を創出しておりまして、その中で継続雇用された人数が1967名、そのうち正規雇用された方が401名という実績になっております。これは平成23年度までに終了した事業なのですが、緊急雇用対策基金事業以外に、ふるさと雇用再生特別基金事業というものがありまして、これにつきましては平成23年度までに終了した事業の中で、新規雇用者数が1144名、そのうち継続雇用された方が840名。継続雇用された方のうち、正規雇用された方が371名という状況になっています。

○仲村未央委員 今のものをパーセントで言ってもらえますか。

○又吉稔雇用政策課長 重点分野雇用創造事業につきましては、継続雇用率が3456分の1967名で、57%です。そのうち正規雇用率ですが、1967名のうち401名で20%になります。ふるさと雇用再生特別基金事業につきましては、継続雇用者率は1144名の雇用者に対して、継続雇用された方が840名で、率にしまして73.4%。継続雇用されたうちの正規雇用者数が840名のうち371名で、44%となっております。

○仲村未央委員 今回、この事業で継続雇用する場合には一時金を支給するわけですね。今までの平成23年度までの実績を見ると、重点分野雇用創造事業を使ったもので継続雇用が57%、そのうち正規雇用が20%となっておりますが、今回一時金の導入をすることによって、継続雇用をどれぐらい皆さんは見ていくのか。それから継続雇用と言った場合の継続雇用を確認する時期は、いつやっているのか。その追跡です。そのうちの正規雇用というのが非常に限定された—20%という数字が出ているのですが、これはその事業の目的として、継続雇用というものは正規でも非正規でも特に構わないということなのか、本来は正規として定着させていくということがそもそもの狙いなのか。そこら辺を通して説明いただけますか。

○又吉稔雇用政策課長 先ほど説明しました重点分野雇用創造事業につきましては、継続雇用が望まれる事業ということになっております。それで継続雇用率57%、正規雇用率20%ということです。ふるさと雇用再生特別基金事業の場合は一時金支給がありましたので、そのインセンティブも当然高い結果です。目的も継続雇用することという内容になっておまして、当然継続雇用率も重点分野雇用創造事業よりは高くなって73.4%と。さらにインセンティブも働いて、正規雇用にすれば一時金をもらえますので、それで正規雇用率も重点分野雇用創造事業よりは高くなっているということです。今回やります起業支援型地域雇用創造事業につきましても、ふるさと雇用再生特別事業と同様な仕組みになっておまして、重点分野雇用創造事業よりは高くなり、ふるさと雇用再生特別事業に近いような継続雇用率、あるいは正規雇用率になるのではないかと考えております。実際いつ調べるのかということですが、毎年6月30日時点で各市町村に調査をかけて把握していくことになっております。

○仲村未央委員 毎年6月30日ということは、対象者に対して1回限りの調査ですか。2年目、3年目の6月30日のタイミングで、この事業を活用した人が

実際に定着しているのか。つまり、1年と一、二カ月いるタイミングで調査をしたらそれっきりなのか、2年目も、この人が本当に定着しているのかということを含めて検証する手だてはあるのですか。

○又吉稔雇用政策課長 事業を終了した時点での6月30日—例えば前年に終了したものもあわせて再調査をすると。これは前回の議会でそういう話が出て、済んだ事業についても追う必要があるのではないかという指摘がありまして、終わった事業につきましても再度調査するということしております。

○仲村未央委員 そこはとても大事なのですが、それを求めたのも私だったのかもしれませんが、何年にわたって継続的にそれを継続雇用として調査する機会があるのですか。1回限りですか。

○又吉稔雇用政策課長 委員のおっしゃるとおり、後追い調査は必要だと思います。その意味で、2年か3年ぐらいかと今は考えておりますが、どこまで調査するかは……。

○仲村未央委員 今はやっていないということですね。1回やっているということですね、今は。現状は1回やっているのですか。今のはやっていきたいという意味だったのですか。現状は1回ということですか。

○又吉稔雇用政策課長 年に1回で、去年終わったものも来年の6月にやるということですか。

○仲村未央委員 商工労働部長、これは非常に大事なところで、相当にインセンティブを与えるという形で、もちろんそれが失業者の吸収になり、定着になればすばらしいことだと思います。ただ実際に、本当に雇用された側の声として非常に起きているのは、事業所が給付金を一旦もらいますよね。そしたら、もらったとたんにはいづらくなる。そのタイミングで結局は自己都合退職に追い込まれるというケースは少なからずあるのです。ネット上でもその声は非常に蔓延しているし、この事業に限らず、後に陳情でトライアル雇用のことも集中的に伺いたいと思っているのですが、その意味で実際継続雇用されているかというところは、一旦6月にかけてというタイミングで、今上がってきている五十何%、七十何%というところだと思います。これが、ましてや正規に限ると、それをまたさらに半分、あるいは20%まで落ちてくるということになると、

継続とはいえ非常に不安定なのです。事業所の側が全部悪質とは言いません。ただ、なかなか教育、研修の機会も不十分な中で、1年そこらであなたは事業所に対して貢献が、能力的に限界ですよねというような指し示し方をされて、非常にそこにいづらくなって、結局は調査が終わった後やめているということが、やはりあると思います。ですので今、継続的な2年目、3年目の追跡はどうなりますかということも含めて聞かざるを得ないし、この基金事業としての本当の目的を達成するのであれば、やはりそこまで含めて県はやると、その目の光らせ方はやはり問われると思うのです。ですのでそういう聞き方をしましたが、このあたり—もちろん当初年度の継続者数の割合を高めていくという一定の目標のとり方は、それはそれでいいと思います。ただ、その中で実際に起きていることにもう一步踏み込んだ実態の捉え方は非常に大事だと思いますが、そこら辺を課題として気づいていることはないのか。私が今申し上げていることを皆さんは把握されているかお尋ねします。

○小嶺淳商工労働部長 毎年、過年度分も含めてチェックをしていくことは必要だと思いますので、それはやります。

○仲村未央委員 今の指摘に対しての現状はどうですか。

○小嶺淳商工労働部長 委員がおっしゃるような話もちらほらあるということは事実だと認識しております。

○仲村未央委員 今の商工労働部長の言葉は非常に—実際にやろうと思ったら本当にストレートな反応が上がってくると思うし、またこれは私も継続的に、結果はどうでしたかということも、もちろんこの場を通じて伺いますが、まずはやってみるという中で実態を浮き彫りにしながら、現状起きている課題に正面から取り組んでいただきたいと思います。やりますという言葉は今いただきましたので、信じて、また陳情で詳しく伺いたいと思います。

それから、陳情で聞くので調べてほしいのですが、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律—障害者虐待防止法があって、厚生労働省が全国の調査をしていると。最低賃金未満しか支払えなかった経済的虐待が全国で164人あったと。県を通して調べて通報しているようですから、その数値を後で陳情との関連で聞きますので、よろしくお願いします。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 今の起業支援の一部改正の件ですが、これは非正規で雇っている人が正社員化に転換するというのも該当するのですか。それとも、あくまで失業者の雇用が30万円という額ですか。

○又吉稔雇用政策課長 今回の起業支援型地域雇用創造事業は、事業期間中に失業者を雇うのですが、正規、非正規のいずれで雇ってもいいわけですが、終了後、非正規だった人を正規として採用するとか、事業終了後も正規採用をそのまま正規採用するというのであれば、どちらに対しても30万円の支払いができる。

○崎山嗣幸委員 これは皆さんが書いてある失業者の雇用の限定ではないわけですね。失業している人を正社員化したときに30万円を払うのかと思ったが、働いている人が転職してといいますか、非常勤、パートでやっている人がその会社で本採用があるということで応募して、採用されて30万円払うのですかと。私が最初に思ったのは、そういった働いている人ではなくて、失業している人を正社員化で雇用したときに30万円払うのかと思ったら、今聞いたらパートで働いている人が正社員化したら、それも払いますよと。あるいはまた、ほかの会社から、ここは本採用するらしいからそこに行こうかなという場合も払うというから、そういうことなのかと。

○又吉稔雇用政策課長 説明がまずかったようです。大変失礼いたしました。失業者を新たに採用して、採用するときには正規、非正規どちらで採用してもいいということですが、新たに採用した人を引き続き事業終了後、正社員として継続雇用する場合に30万円は支払いますと。

○崎山嗣幸委員 では最初はパートでも非常勤でも採用して継続雇用して、正社員化に持っていくときに30万円払いますということで理解していいですか。

○又吉稔雇用政策課長 今回の新たにやる企業支援型の事業は、そのような仕組みで30万円の支給をするということです。

○崎山嗣幸委員 ではこの目的は、皆さんはあくまで非正規、パートを解消して安定雇用をしていくために正社員化に持っていく一今ずっと聞いているよう

に、非正規雇用の割合がすごくふえていますね、正社員ではなくて。そういった意味でも、皆さんの目的は、あくまでこれはパートとか非正規を解消して、正社員化をふやしていくということの助成が目的と受けとめていいですか。

○小嶺淳商工労働部長 これはあくまで新規の雇用がまず目的です。プラス、正規雇用に移転させたいということです。まずはとにかく失業者を新規で雇用する。その次のステップとして、正社員化するとまた一時金を支給するという、ある種2段階といたしますか、そういうことです。

○崎山嗣幸委員 先ほど言ったように、スタートは臨時でも非正規でも採用して、継続するのであれば30万円上げましょうということで、あくまで雇用を確保するというので、最初から正社員化に限定してはいないと。重複しているといえますか、そういう制度だということでしょうか。

○小嶺淳商工労働部長 そうです。

○崎山嗣幸委員 私はなぜ聞いているかと言ったら、やはりこれだけ非正規がふえている中において、沖縄における雇用の実態を、200万円以下しかとらないような非正規とか、結婚もできない、生活もできないような実情を、正社員化することによって収入もふえていくという意味では、安定雇用、将来設計、夢を持たせるという意味では、それはかけるべきではないかと思っています。でも聞いてみると、中途半端な感じを受けるのです。やるのならきちんと正社員化する企業に対するバックアップ体制というものは一ほかの事業もあったと思うのですが、これもそういった趣旨で、ほかの事業も関連があるのかどうか。似たような事業があったらお願いします。

○武田智産業雇用統括監 起業支援型地域雇用創造事業—今回の条例改正に該当するものですが、この事業の概要ですが、まず地域の産業雇用振興策に沿って雇用創出に資する事業を民間企業、NPO法人等に委託して、まずは失業者を雇い入れることが条件です。その失業者を雇い入れて、雇い入れた方を正規労働者として継続雇用した場合に、1人当たり30万円の一時金が支給されるということです。今委員がお尋ねの、非正規を正規職員とかそういったものについては、労働局でそういった制度がございます。今回の起業支援型地域雇用創造事業はそういう制度ということです。

○**崎山嗣幸委員** 私が聞いているのは、この制度そのものが正規社員化を目的に置くならば、今の非正規を解消していくということの手助けになるのだが、やるならばそれなりの規模でやらないと、30万円もらえるからといって正社員化して安定化させて、一時金も払って給料も上げてということになると、30万円もらっても大したことないと思ったら、企業がやっていこうと思わないと思うものですから。仮にたまたま正社員化したから30万円の助成があるという認識ならば、一応その分はもらったなと思いますが、正社員化できない企業の理由も含めて、いろいろな雇用保険も社会保険も賃金も上げて一時金も上げてとなると、それなりの負担が企業にかかるから、正社員化一将来における生涯賃金を持っていけないものだから、簡単に持っていかないわけですね。それを補填するための部分については、そう簡単に皆さんだてできないだろうし、どのような趣旨でやろうとするのか疑問なものですから。30万円上げるといいますが、30万円をもらって正社員化しようと企業が思うのかなということも含めて疑問—どういう趣旨でやっているのかということが聞きたいわけです。今30万円払って、これは補正ですよ。それで今年度、何十人ぐらい想定しているのかということも含めて疑問があるのですが。

○**又吉稔雇用政策課長** この事業での助成金以外に、例えば国の助成金制度がありまして、キャリアアップ助成金というものがまずあります。これは有期契約労働者等が正規雇用へ転換した場合、これも1人当たり30万円支給というのがあります。あと、若年者人材育成定着支援奨励金というものもありまして、35歳未満の非正規雇用の若者を自社の正社員として雇用することを前提に、3カ月間から2年程度訓練をしますが、それを実施した事業主に対しては助成金を一月15万円。先ほどのものは1人当たり1回30万円というような制度もございます。

今回の事業で、大体690名の新規雇用を目標としておりまして、そのうち正規雇用になるであろうという想定は約300名です。

○**崎山嗣幸委員** 690名を予定して300名を正社員化に30万円上げるという話ですよ。この事業の実施時期はいつからなのですか。

○**又吉稔雇用政策課長** 今年度開始しておりまして、実質は7月から開始しておりまして、平成27年3月までで、その間に690名の雇用を見込んでおります。

○**崎山嗣幸委員** 皆さんは一部改正の条例を今出しているのに、もう実施して

いますというが、これは起業支援の議案ですよ。起業支援の一部改正の条例議案を提案していますね。今提案しているのに実施していますというが、改正しない前に実施できるのですか。起業支援は今回から追加したと言いませんでしたか。前の事業の話ではないですよ。追加して議案を投げている改正の部分をやっていますというが、なぜこれを議会に投げたおいて、やっていますはないのですか。

○小嶺淳商工労働部長 今度の条例で改正するものは、新たに一時金を支給する部分です。それはこれから執行するという事です。

○崎山嗣幸委員 これを聞いているので、30万円の支給についていつから実施するのですかということと、どれぐらいを予定しているのかを聞いているのであって、やっていますではないでしょうと言っているわけです。

○武田智産業雇用統括監 事業は7月から実施していますが、一時金の支給は1年経過したところに支給となっていますので、来年度から支給が始まると。それに備えて条例の整備をしたいということです。1年間継続して、その後に正規雇用に結びつく場合には一時金の支給が出てくるわけです。そうすると次年度に出てくるということです。それに向けての条例の整備をしたいということです。

○崎山嗣幸委員 先ほど言った、国のキャリアアップ助成事業の30万円と、若年者人材育成定着支援奨励金の15万円は、同じ一人に対して同じような支援を受けることができるのですか。例えば県の支援も国の支援もまとめて60万円、75万円を受けることはできるのですか。

○又吉稔雇用政策課長 起業支援型地域雇用創造事業の場合の一時金30万円は、ほかの助成金と併用してもいいということになっております。

○崎山嗣幸委員 先ほどからずっと皆さんの目的を聞いているので、そうであるならば、中小企業が規模は小さいながらも雇用二、三人、4人とあると思いますので、こういったことの手助けになるのであれば、あわせてやれるので少なくとも幾ばくかは支援になる、促進になる。要するに正社員化になるというのであれば、それは皆さんが情報提供をして促進するという事は重要ではないですか。例えば30万円もらってトータルで云々と思ったりすると思うから、

そこはどのようなのですか。国と県あわせて、事業の効率化といいますか、効果と
 といいますか、その辺の情報提供をして促進するということなのか、たまたま継
 続雇用して、そうする場合は払いますよなのか。この重きですよ、起業支援の。
 余り拡大しても企業が県から、国から支援をもらって正社員化するということ
 も限度があるでしょう。ずっとこういう助成をするということも含めて、その
 皆さんの一つの基準といいますか、判断といいますか、その辺はいかがですか。

○小嶺淳商工労働部長 企業の支援というよりも雇用の促進、正社員化が政策
 の目的ですので、そういう意味では国もダブルでお金っていくということは全然
 問題ないですし、そういう意味では、そういうことによっていろいろな施策で
 正社員化が促進されるということは大変いいことではないかと思います。

○崎山嗣幸委員 悪いこととは言っていないのだが、お金を上げて正社員化を
 促進すればいい話ではなくて、それなりの政策がないと。国も県もやってはい
 ると言うから、そういう助成も限度があるのではないのかと。あわせてやるな
 らば若干メリットもあると思うが、どんどんふやすわけにもいかないでしょ
 うと聞いているわけです。私は30万円から50万円にふやせと言っているわけは
 ないですよ。一つの起爆剤になればということの趣旨なのですかということ
 を聞いているわけです。

○小嶺淳商工労働部長 当然、起爆剤ということもあると思いますが、相乗効
 果とといいますか、労働局と連携して、より効果が出るような形に持っていき
 たいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
 玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 今、人材不足で問題になっている医療や介護士、福祉の分
 野にもこれは具体的に入っているのですか。

○又吉稔雇用政策課長 福祉の分野でも、起業後10年以内の企業であれば対象
 になります。

○玉城ノブ子委員 福祉や介護、医療の分野での人材不足で、特に今問題にな
 っているのが労働環境です。非正規がやはり多いわけです。これを新規で採用

して、これは新規雇用を促進するということが非常に大きなもう一つの政策ではないかと思うのです。そういう意味で、皆さん方がずっとやってきた事業で、正規が促進されるということが非常に大事だと思うのですが、今回の追加一い
わゆる従来型のものがありますよね。従来型のものについては皆さんまとめて
いらっしゃいますか。どういう実績で、正規がどれぐらいふえているのかとい
う。

○又吉稔雇用政策課長 緊急雇用創出基金事業の場合、従来型は一時的、ある
いは緊急的な雇用を創出するということで、正規雇用とか継続雇用は特に義務
ではないといえますか、それで特に調査もしておりません。あと、重点分野雇
用創造事業については継続雇用が望まれるということでありまして、それにつ
いては継続雇用の調査はしている状況です。

○玉城ノブ子委員 今回の起業支援型地域雇用創造事業というものは、従来型
のものに加えてそれが今出ているわけですね。そういう意味では従来型のも
のもきちんと調査して、その上に立ってこれをどう取り入れて正規を促進する
かと。新規雇用をふやして正規を促進するかというところにつなげていかないと、
実態はどうなっているのかわからないのでは、まずいのではないでしょ
うか。

○小嶺淳商工労働部長 従来型は平成23年度で終わっている事業なのですが、
なかなかわかに一数も含めてどのぐらいできるのかということは検討させて
いただきたいと思います。

○玉城ノブ子委員 私が言っているのは、従来型を緊急対策にせよやってきた
わけですから、その実態がどうなっているのかということ調べる必要がある
と思うのです。さらにその上に立って、新たな事業が今入ってきているわけ
ですから、これが今後の新規雇用にどう生かされていくのかということがわか
らないと、こちらとしてもこれが本当にその内容でいいのかどうかということ
になっていくのではないかと思います。

○武田智産業雇用統括監 今回の起業支援型地域雇用創造事業ですが、これは
失業者を雇用して、それを正規雇用に結びつけていくという趣旨の事業です。
前にやりましたふるさと雇用再生特別基金事業ですが、それも正規雇用を目的
とする事業でありました。これも継続雇用率は73.4%と、全国は60%ぐらいで

したが沖縄県は高いほうでした。それと似たような事業ですので、私どももそういう継続雇用を非常に期待していると。その中でも正規雇用になるべく結びつけていただきたいと思います。

○小嶺淳商工労働部長 企業もわかりますので、もちろん事業の目的として義務づけてはいませんが、やはり結びついたものもあるはずですから、ここは調査をしたいと思います。

○玉城ノブ子委員 ぜひそれをやっていただいて、先ほども話に出ていますが、この皆さん方が正規雇用に関わりつくるように、この制度が活用されるようにすべきだと思います。そのためには先ほどもありましたが、実際に本当に正規雇用に関わりついているかどうかの調査も必要です。そういうことでなければこれが生かされていかないだろうと思うのです。そして、その上に立って、これだけの支援だけではなかなか正規に関わりつかないということになれば、もっと別の支援の方法ということも考えられるのではないかと思います。いずれにしても今の介護や医療の分野での非正規雇用率は高いわけです。なかなか継続して働けないという労働環境にあるということなのです。その皆さん方がそこで定着して正規にしていくためには、どういう支援が必要なのかということ、行政としても考えていく必要があると思います。そのためにもきちんとした実態を調査して、その上に立って新たにどういう制度の支援が必要なのかというところをやって、進めていくということが必要ではないでしょうか。沖縄は非正規雇用が多いわけですから、もっと正規雇用に関わりつけるようなそういう支援をやっていくべきだと思います。

○小嶺淳商工労働部長 調査はやります。事業の目的そのものが継続を目的としていないということがありますが、実態を調査して。それと、特に経営者の労働条件に対する意識改革といいますか、それも我々は従来からやっていますので、そういうこともあわせて進めていきたいと思っています。

○上原章委員長 他に質疑はありませんか。
瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 この福祉及び介護の人材を確保するための事業という、この内容はどのようなものですか。

○池原勝利福祉援護課班長 当該事業は、福祉介護の人材は今後厳しい状況になるということを鑑みて、国で緊急雇用基金として新たに設置する事業で、具体的な事業としては福祉介護人材の参入促進ということで、例えば小中校生やその保護者、進路指導担当教員等を対象とした進路相談等の活動や職場体験、大学生を対象としたインターンシップ制度を活用した就業体験等、また、潜在的有資格者の再就職促進として、潜在的有資格者の福祉介護分野への再就業への研修等を行う事業となっております。

○瑞慶覧功委員 離職率が19%でしたか、新聞でそういった一高いですね。これは直接そういった一以前もあつたかと思うのですが、労働条件、賃金が安いということがあつたのですが、そういったものとは関係ないのですか。

○池原勝利福祉援護課班長 当該事業は今後高齢化社会になりまして、介護職員等の人数が相当数多く見込まれるということもありまして、そういう形で見越して、大学生、小学生のころから、福祉介護の職場等で研修していただき、今後の将来の就職に結びつけようという事業となっております。

○瑞慶覧功委員 賃金とかは直接関係ないわけですね。今一番問題になっているのは、そういった生活できないというものが大きいと思うのです。それ以外の別個に何かあるのですか、そういった今の賃金の条件を改善するような事業というものは。

○池原勝利福祉援護課班長 資料としては持ち合わせていないのですが、例えば高齢者福祉介護課では介護保険の賃金等のアップ率とか、そういうものがあるとは伺っております。

○上原章委員長 他に質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第5号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第8号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

小嶺淳商工労働部長。

○小嶺淳商工労働部長 続きます、乙第8号議案指定管理者の指定について御説明いたします。

資料1の3ページをお開きください。

議案書については、22ページとなっております。

この議案は、沖縄IT津梁パーク施設情報通信機器検証拠点施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

沖縄IT津梁パーク施設の管理は、沖縄IT津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例により、指定管理者に行わせるものとなっております、その候補者として、株式会社沖縄ダイケンを選定しております。

指定管理期間は、平成25年9月1日から平成28年3月31日までとなっております。

説明は以上になります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより乙第8号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 何社の応募があって一経過について説明してください。

○慶田喜美男情報産業振興課長 今回の指定管理者の選定につきましては、既存の指定管理者に隣接する施設を指定管理するということでございまして、今回の指定に当たりましては、公募はとっておりません。

○仲村未央委員 こういう形で公募とらない経過の中で指定を行わせるということは、今持っているIT関連の施設ではたびたびありましたか。

○慶田喜美男情報産業振興課長 沖縄IT津梁パークは順次整備を進めておりまして、新しい施設ができる都度、こういう形で従来からの指定管理者に追加して指定するという形をとってきております。

○仲村未央委員 では一般公募はむしろ行っていないというのが実情ですか。

○慶田喜美男情報産業振興課長 最初の指定管理者を選定する際に公募をかけて選定しております。今現在の指定管理者につきましても、4月に新たに指定をしましたので、昨年に公募をしまして、2者の応募の中から今の指定管理者が選定されております。

○仲村未央委員 公募していないということであれば、もちろんそこが指定なのでしょうが、そういった競合するような事業者等から、門戸が狭いのではないとか、当然これは競争になじむのではないかというような声等はございますか。

○慶田喜美男情報産業振興課長 特に他の業者からの参入要望というものは、聞いておりません。

○上原章委員長 他に質疑はありませんか。
玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 沖縄 I T 津梁パーク内の施設は何施設になりますか。既に幾つかの施設が沖縄 I T 津梁パーク内にありますよね。何施設ですか。

○慶田喜美男情報産業振興課長 資料1の3ページ目に図がありますが、現状で4つの施設が既に供用開始をしております。今回の情報通信機器検証拠点施設につきましては、5つ目の施設ということになります。

○玉城ノブ子委員 最初に施設をオープンしたときには、指定管理者の公募はしたわけですか。

○慶田喜美男情報産業振興課長 一番当初は平成21年6月に供用開始をしております、そのときの指定管理者の選定につきましては、平成22年の4月から指定管理者の管理に移行しております。その際には4社の応募がありまして、その中から1社を選定したという形です。

○玉城ノブ子委員 その後は公募しないで、株式会社沖縄ダイケンにずっと指

定管理させているわけですか。

○慶田喜美男情報産業振興課長 平成22年度の最初の指定管理者から3年経過しましたので、この4月に新たな指定管理者の公募をかけて、選定がえをしたということです。

○玉城ノブ子委員 一番最初に公募して4社が申し込んで、そのときはどこに指定管理をさせたのですか。

○慶田喜美男情報産業振興課長 前回の指定管理者はフロムアンドTTCコンソーシアムでした。

○玉城ノブ子委員 そして、その後に再度公募をかけたのは何年後ですか。

○慶田喜美男情報産業振興課長 3年後ということです。

○玉城ノブ子委員 そのときに株式会社沖縄ダイケンになったわけですか。

○慶田喜美男情報産業振興課長 そういうことでございます。

○玉城ノブ子委員 今回のものは公募をかけていない、そのまま公募はかけないで株式会社沖縄ダイケンにしたのはどういう理由ですか。

○慶田喜美男情報産業振興課長 県で定めております指定管理者制度に関する運用指針がありまして、その中に、基本的に隣接する施設と同一の指定管理者に指定したほうが、入居者にとっても利便性の向上、サービスの質の向上につながるということと、管理費用の削減につながるという場合につきましては、公募によらずに従来の指定管理者に選定、指定することができるという規定がございます。その指針に基づきまして、今回は公募をかけずに現在の指定管理者に追加して指定するというようにしております。

○玉城ノブ子委員 次また計画がありますよね。沖縄IT津梁パーク内にそういう施設を建設したときに、指定管理者について公募をかけるかどうかは、つくって見ないとわからないということですか。

○慶田喜美男情報産業振興課長 指針にのっとして、現在の指定管理者に追加して指定するほうが、よりサービスの向上、費用縮減につながるという判断をすれば、また同じことになるかと思えます。それは建物ができ上がってから、その建物の管理運営に係る形態がどうなるかが決まってから検討することになります。

○玉城ノブ子委員 基本的には公募が基本だろうと私は思うのですが。沖縄 I T津梁パーク内の施設の中で働いている従業員数は何名ですか。

○慶田喜美男情報産業振興課長 今、供用開始をしております4つの施設の中で、5月末の状況ですが、約1037名の方が働いております。

○玉城ノブ子委員 沖縄 I T津梁パーク内に何社入っていますか。

○慶田喜美男情報産業振興課長 現在16社が入居しております。

○玉城ノブ子委員 ここで働いている人たちの正規と非正規の人数と割合をお願いします。

○慶田喜美男情報産業振興課長 先ほど1037名と申し上げましたが、1064名の間違いでございます。失礼いたしました。1064名の中の正規の雇用者数は約255名、その他の809名が非正規ということになっております。正規率は24%です。

○玉城ノブ子委員 そういうところで働いている人たちの非正規雇用の割合が高いですね。そこで働いている人たちの一県が施設をつくって企業に提供して、企業を興していくということであるわけですから、そこで働いている人たちの雇用環境といいますか、やはり正規にさせていく努力を、県としてやる必要があると思えます。そこはどうですか。

○小嶺淳商工労働部長 沖縄 I T津梁パークにコールセンターが入っていて、そこが大きいと思えますが、1つはお子さんを持っていらっしゃるお母さんとかは、やはり時間で決めて働きたいという、そういう働くパターンも一つあるということが事実としてあって、当然いろいろ託児所とかも含めて会社で整備してやっていることが1点。と言いながらも、やはり非正規率が高いことは重要なことですので、いろいろな業界に対して正規化は要請をしたり、そういう

こともやっていますし、これからもやっていきたいと思っております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第8号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、商工労働部関係の陳情平成24年第102号外7件の審査を行います。

ただいまの陳情について、商工労働部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

小嶺淳商工労働部長。

○小嶺淳商工労働部長 それでは、商工労働部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

お手元に配付しております資料3 経済労働委員会陳情に関する説明資料の1枚目、2枚目が目次となっておりますので、その目次をごらんください。商工労働部関係は、継続陳情が7件、新規陳情が1件となっております。

継続陳情7件のうち、5件につきましては、前議会における処理方針と同様であります。処理方針が前議会と同様である5件のうち4件については、説明を省略させていただき、総務企画委員会から所管変更になりました、陳情平成24年第147号海上輸送運賃（燃料油価格変動調整金）に関する陳情及び継続陳情で前議会から処理方針に変更があった2件並びに新規陳情について、御説明いたします。

修正のある箇所は下線により表示しております。

説明資料の8ページをお開きください。

総務企画委員会から所管変更になりました陳情平成24年第147号海上輸送運賃（燃料油価格変動調整金）に関する陳情について、御説明いたします。

陳情者、沖縄県中古車自動車販売協会会長金城光宏。陳情の要旨、要望の理由は省略し、処理方針を御説明いたします。

燃料油価格変動調整金については、燃料油の価格に連動して、運賃とは別に徴収されているものであり、平成15年度から導入されていると聞いております。

燃料油価格変動調整金に助成を行うためには、個々の商品の仕入価格、輸送費及び販売価格を把握し、その効果を検証することが必要となりますが、中古

車販売価格は仕入価格に加え、相対取引で決定される輸送費等の経費や利益等、販売価格の設定方法が個々の事業者によって大きく異なることから、燃料油価格変動調整金の影響を把握することが困難であります。

このようなことから、燃料油価格変動調整金の負担軽減を目的とする助成措置については、今後、引き続き慎重に検討していきたいと考えております。

続きまして、前議会から処理方針に変更がありました、陳情平成24年第102号駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する陳情に係る修正箇所については、1ページとなっております。

ページが前後いたしますが、1ページをお開きください。

駐留軍関係離職者等臨時措置法については、平成25年4月4日衆議院本会議において全会一致で可決し、平成25年5月10日参議院本会議において全会一致で可決、成立し、平成30年5月16日までの5年間有効期限が延長されたことから、その旨、追記、修正しているものであります。

続きまして、陳情平成24年第158号平成24年度中城湾港（新港地区）振興に関する陳情については、10ページからとなっております。

修正箇所については、11ページとなっておりますので、11ページをお開きください。

県では、平成24年度に中城湾港（新港地区）において、電力料金低減化等可能性調査事業を実施し、同地区への省エネ診断と電力使用の見える化システムやスマートグリッド及び資源エネルギーなどの導入について、その可能性を確認したところです。

調査結果を踏まえて事業化を検討しているところであり、その旨、追記、修正しているものであります。

続きまして、説明資料の13ページをお開きください。

新規の陳情であります陳情第53号トライアル雇用事業の抜本的な見直しに関する陳情について、御説明いたします。

陳情者、労働者の職場環境を守る会運天寛之。陳情の要旨、要望の理由は省略し、処理方針を御説明いたします。

まず、1については、沖縄労働局に確認したところ、本事業への応募時の企業審査において、対象となる事業主の要件、労働関係法令違反等の有無、当該求人の労働条件等を審査しているとのことでした。

次に、2については、沖縄労働局に確認したところ、事業主はトライアル雇用の開始をする際は計画書を、トライアル雇用の終了時には報告書兼支給申請書を、それぞれ沖縄労働局に提出することとなっているとのことでした。

両書類に記載する労働条件、常用雇用の要件、常用雇用に移行しない理由等

については、労働者本人が、その内容を確認した上で、署名することになって
います。沖縄労働局は、記載内容に不備がないか確認した上で受理し、必要に
応じて指導を行っているとのことでした。

次に、3については、沖縄労働局に確認したところ、本事業は、平成13年度
事業開始から累計5982名の常用雇用移行者があり、移行率は8割を超え、一定
の成果が出ているとのことでした。

なお、相当数の対象者がいるため、その後の実態検証を行うことは困難であ
るとのことでした。

最後に、4については、トライアル雇用事業は、国が制度の構築、実施まで
を一貫して行っていることから、事業の検証は国が行うものと認識しておりま
す。

以上が商工労働部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。質疑に当たっては、陳情番号を申
し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うよ
うお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城満委員。

○玉城満委員 陳情第158号ですが、泡瀬新港地区の電気料金の低減化は大分
前からの要望だったのです。やっと動き始めたという形でこのように見えてき
ているのですが、この電力の種類はある程度特定されているのですか。新しい
スマートグリッドといいますか、低減化するためのどのような発電システムに
持っていこうとしているのか。それは大方決まっているのでしょうか。

○小嶺淳商工労働部長 種類といいますか、その前の話なのですが、現状をお
話ししますと、電気料金については電気事業法第19条の規定で経済産業大臣の
認可を受けることになっておりまして、その積算も一般電気事業供給約款料金
算定規則の規定により算定された営業費及び事業報酬の合計から、控除収益の
額を控除した額を原価として認可料金を設定すると、ある面でそのようにがん
じがらめの世界があつて、我々も沖縄電力株式会社に、折に触れて何とかなら
ないかという話をしていますが、現状は沖縄電力株式会社として電気料金を下

げるという方向はないという状況です。

○玉城満委員 私はそのことを言っているのではなくて、新しく低減化に向けてどのようなタイムスケジュールで一例えば平成26年度だったら平成26年度ぐらいにはこのような形になるだろう、どの程度の低減化になるだろうという計画はあるのではないですかと、それをお聞きしているのです。先ほど商工労働部長がおっしゃったのは、ずっと前から聞かされているわけです。

○小嶺淳商工労働部長 昨年度いろいろな方法論を調査しました。引き続き今年度、具体的にどうするかということ进行调查しようと思っておりますが、幾つか方法論はあると思います。1つは特定電気事業者、例えば六本木ヒルズなど、この区域だけの電気事業者があるわけです。それから電気事業者ではないですが自家発電のグループをつくって、自分たちの大規模自家発電のような特定供給という方法論があります。その中でいろいろ検討していますが、具体的にどのぐらい下げられるかとか、それは今後また引き続き検証するかと。もちろん再生エネルギーというものもありますが、再生可能エネルギーというものは別の意味で非常に有意義な話ですが、コストという意味ではどうなのかという別の問題もありますので、そういうことも含めて今年度、どういう方法論で詰めていくか考えております。

○玉城満委員 最近の技術からしたら、新港地区に入られている業者の中に、エネルギーをつくり出せるような業者は結構ありますよね。そういう業者を結び合わせて、できるだけ早目に低減化に向けての骨子をつくって示さないと、そのうち業者の皆さんが耐えられなくなってくる流れになっていかないかと、前から危惧していることなのです。これはかなりスピードを上げて取り組んでいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○小嶺淳商工労働部長 委員の今おっしゃったことも重要な選択肢の一つだと思って、今年度研究して、やりたいと思っております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 今の続きで、陳情処理方針で新規になったところ、11ページを見ているのですが、平成24年度に電力料金低減化等可能性調査事業をされた

のですね。幾らで事業調査をされたのですか。

○金良実産業政策課長 昨年度の業務委託料は、1998万2000円となっております。

○仲村未央委員 どこが実際に受託をして調査をしたのですか。

○金良実産業政策課長 東京の企業と地元の企業がJVを組んで実施しております。企業名としましては、東京がイーソリューションズ株式会社、沖縄が琉球国際航業株式会社となっております。

○仲村未央委員 それで、可能性を確認したところであり調査結果を踏まえて事業化を検討しておりますというものの、その可能性というものは、大いに可能性はあると確認されたということですか。

○金良実産業政策課長 大いに可能性はあるというところまでいくと少し厳しいのかなという部分はありますが、例えばスマートグリッド化した場合に5%以上の低減ができるだろうと。省エネルギー診断をした場合も5%程度低減できるだろうと。太陽光発電等を活用した場合、4%程度低減できるだろうと。そういった効果は提言されております。

○仲村未央委員 そうなると、事業化をやるかやらないかの検討ではなくて、事業化を進める方向で検討に入っているということですか、この処理方針の意味は。

○小嶺淳商工労働部長 一般的な調査は平成24年度でやりました。事業化するという場合は企業が必要です。そこがあるのかないのかということもありますので、県が直接発電事業をするわけにもいきませんので、そういうことも含めてやる候補一手を挙げる人たちがいるかどうかも含めて、といたしますか、今後はそれが重要な要素だと思います。

○仲村未央委員 計画年度のめどは持っていますか。

○小嶺淳商工労働部長 今お話ししたように、では自分たちが例えば組合をつくって自家発電をやるとか、そういう企業が出てこない、我々が絵を描いて

もできませんので、先ほど玉城委員がおっしゃったような選択肢も含めて、実際に事業を行う人たちがいないと話にならないので、その辺も含めて今後考えていくということだと思います。

○仲村未央委員 それから1ページの駐留軍の新しい一法改正で延長が決まったということではあるのですが、この状況はただ続いているわけです。陳情者が趣旨とする、駐留軍労働者が解雇されると県経済に与える影響は大きく、地域的な雇用情勢はパニック状態に陥ることが明らかであるという認識は皆さんは持っているのですか。

○小嶺淳商工労働部長 当然そういう認識でございます。

○仲村未央委員 今なかなか普天間基地は動きませんが、実際には既に返還合意は何度もなされていて、普天間に限らず、またはその後ですから、非常に曖昧な状況ではあるのですが、またはその後という一応合意はされているわけですね。そうすると今、日米間で実際に合意がなされていることに基づいて沖縄の基地従業員がどうなっていくのだということを一もちろん国が主体ということはわかります。その日米間の作業、基本計画書—労働者に関する離職対策の合意に基づく計画の進捗はどうなっていますか。

○小嶺淳商工労働部長 先般、4月5日ですか、日米のそれが出ていまして、3段階の返還ということで、一番近いものでいうと恐らく4つ対象になると思いますが、キャンプ瑞慶覧の西普天間住宅地区、それから牧港補給地区の北側進入路、それから牧港補給地区の第5ゲート付近と、以上の3つは直接働いている人はいないと思います。4つ目のキャンプ瑞慶覧の供給技術部地区内の倉庫地区の一部、ここは約30人の人が働いている現状です。駐留軍関係離職者等臨時措置法の規定からいうと、まずは配置転換によって当然国で対応することになっています。近いものとしてはそういうことがありますが、まだこれも委員がお話ししたとおり、その後というものがありますので、沖縄県駐留軍関係離職者等対策協議会というものがあって、これは県の条例で設置されているようですが、そういう具体的な動きが出れば、それを立ち上げて対応していくということです。ちなみに、この協議会が最後に開かれたのは昭和58年です。事態が動けば当然こういった対応をしていくということです。

○仲村未央委員 対象者30名ということですが、今統合計画で基本合意されて

いる対象施設には、陳情者によると3862名、海兵隊関連で4977名という状況ですよね。これ全部です。つまり、これに対応する離職者対策というものは、もちろん国が一義的な責任を持つが、県としては計画に参与しているのですかということです。進捗はどうなっていますかということです。

○小嶺淳商工労働部長 現時点では動いておりません。今の返還計画が具体化して、現実の数字も含めて動きが出てくれば、先ほど申しあげました協議会を立ち上げて、これはもちろん県、国の労働局、防衛局等も含めて協議会を立ち上げて対策していくということになると思います。

○仲村未央委員 昭和58年以来動いていないということがびっくりではあるのです。やはり、もちろん先が見えない交渉事ということはあるのですが、一応県の主体的な立場としては、普天間は県外と言っているわけです、知事も。動かそうと。特に中南部は先に返還してくれということで、バーターも外してくれというような立場で臨んでいるわけですから、そこら辺いつ事態が起きるかわからないのだという危機感とか、そういう主体的な姿勢の中で、国をどんどん突き動かして、基地従業員をどうしていこうかということ、やっているのかと思ったのですが、連動していないのですか。知事が言うような政策と、返せ、動かせということと、皆さんの緊張感は全く連動していないのだという感じがしましたが。

○小嶺淳商工労働部長 連動といいますか、そもそも返還のスケジュールそのものがこういった状況ですので、そういう意味では動くということになれば、課長クラスで駐留軍等従業員雇用問題連絡会議という組織もありますので、それも動かして、先ほどの協議会に持っていくということになると思います。

○仲村未央委員 もともとは3年以内ということもおっしゃっていたわけですから、ぜひそこら辺の実態の把握から、その対象者を含めて、スピードアップが必要かという印象を持っています。

もう一つ、13ページの新規陳情第53号、先ほどのトライアル雇用の関連ですが、これの趣旨のようなことをお尋ねしたいのですが、何件かこのトライアル雇用事業を利用した方からいろいろな声が届いていて、中には障害者もいます。この対象が障害者とか失業者とか季節労働者、母子家庭、中高年、若年ということでもかなり広いので、かなり広いところから実際に声が届いています。この実態を幾つか聞いてみると非常に残念というか、結局本採用にすると奨励金が

もらえますと。3カ月が期間ですから、3カ月と数日雇ってポイ捨てされたとか、こういった声もありますし、それから、結局3カ月の間というものは、期間が満了すれば雇用契約満了になるので解雇ということにも当たらない。いわゆる自己都合退職になって、履歴に問題が残るだけだというような声があったり、それから事業主側の声としても、トライアル雇用で実際に正社員に移行させたことはない、こういう表現をするような心ない言葉も出ているのです。トライアル雇用だから、実際には3カ月の間に本来は計画書もつくって定着できるようなスキルアップ、教育も実施せよというような趣旨になっているが、そういった計画書すら労使の間で見せてもらったことがないとか、そういう計画書があること自体も知らなかったと。最初から切るつもりで採用していたので、結局は3カ月たって一旦移行したら、その後に事業者側の態度が急変して切られたというような声が結構出ているのです。その中で、障害者に関しては最低賃金を割るといような働き方をされていたという実態も出てきているので、これは非常に深刻だという感じがします。皆さんの陳情処理方針を見てみると、14ページの3項目に、沖縄労働局に確認したところ、本事業は云々となって、5982名の実績がありますと言っていますが、相当数の対象者がいるため、その後の実態検証を行うことは困難であるという、こんな回答を皆さんは国がやったということで確認されているのですが、こんな態度で自分たちがやっている一困難であるなどと公的機関が回答してくること自体が本当に大変なことだと、情けないと思います。先ほど商工労働部長は断言しましたよね。県としてやっている事業については追跡して調査を入れて、本当にこれが継続になっているかどうかを含めて検証しますという一方で、国は自分たちがやっている事業については検証なんかしませんということ、皆さんに回答しているわけでしょう。こういった事態が結局は失業者の再生産になっているのではないかという指摘に、全く回答していないということなのです。結局4点目で皆さんは、国の事業だから県がやる必要はないという認識かもしれないですが、先ほど言った追跡も含めてフォローしていく中で、必ず似たような類似ケースに突き当たるというような思いがあるので、先ほどのことを求めているわけです。累計で平成13年度から5982名を常用雇用したと沖縄労働局は言っていますが、総合数はわかりますか。もとになっている一つまり移行しなかった者の数です。それは調べましたか。

○又吉稔雇用政策課長 トライアル雇用終了者数が7362名です。その中で常用雇用に移行した方が5982名ですので、移行率は81.3%です。

○仲村未央委員 その81.3%のその後の検証については、されていないという実態があるわけですね。

○又吉稔雇用政策課長 国からそのように回答をいただいております。

○仲村未央委員 3カ月の間に、実態としては労使が賃金の契約等々、あるいはその間に行われるべき教育、訓練等について、そういったことをしますというような雇用関係の計画書を労使で結びなさいということがされているようですが、これについて、そういった計画書さえも見たことがないという実態が幾つも聞こえますが、その件について、県は全然把握していないのですか。聞いたこともないのですか。

○又吉稔雇用政策課長 今のような件につきましては、直接こちらで聞いたことはございません。ただ、沖縄労働局に確認したところでは、例えば最初のトライアル雇用申請書を作成して沖縄労働局に出すわけですが、その際には労働者側も署名して提出することになっているということで、当然、労働者もその書面は見ていると聞いております。

○仲村未央委員 本来はもちろんそうあってほしいと思うのですが、実は障害者を雇い入れるケースにおいて、障害者の働かされたケースによると、本人確認のないまま本人署名として出されていたケースもあったということで、一つの訴えが実際にあるのです。先ほどお尋ねしましたが、障害者虐待防止法が施行された後に全国で一斉に調査が行われて、その間最低賃金未満しか支払われなかったという経済的虐待については164名が上がっているということでしたが、沖縄県からはどのような報告をされましたか。これは全国の統計なので、県や市町村に通報があって、その通報件数の集計が164名なので、県を介しているはずなのです。

○小嶺淳商工労働部長 これは商工労働部で関係しているものではないです。恐らく福祉保健部あたりではないかと思えます。

○仲村未央委員 その最低賃金云々のところも福祉保健部に集約されていく相談になっているのですか。

○小嶺淳商工労働部長 これ自体は厚生労働省の調査なので、そういう意味で、

労働局とかその辺はあるかもしれないですが、県を経由した数字ではないようです。

○仲村未央委員 ぜひこれはまた後で関心を持って、この部分でどのような最低賃金割れのケースが障害者に見られたのかという、そういう働かせ方がどういった機会で起こっているのかというところが一たまたま私はトライアル雇用の相談の中でそれを受けたので、実態がどうなっているのかと感じざるを得ないです。今回、国が事業主体なので、なかなか実態が浮かび上がることが難しいのですが、ただ、3カ月という間が実際には終わってしまえば、単なる契約満了という形で終わらされてしまうということに対する一やはり似たような事業を県もやっているわけですから、一旦奨励金を出したり、正規雇用に移行するに当たっての助成金という中での優遇をとる場合の監視の仕方、そして本来の事業の目的を達するようなどに活用されているかというところは、いま一度目を光らせて、こういったところをぜひ、先ほど商工労働部長がおっしゃるような調査を具体的に取組んでいただきたいと思います。

○小嶺淳商工労働部長 県の事業ですと明快にお答えできるのですが、国の事業なので手を突っ込むことはなかなか難しいところもありますが、また相談して、なるべくその辺がわかるようにやりたいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

以上で、商工労働部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時22分

○上原章委員長 再開いたします。

午前に引き続き審査を行います。

次に、農林水産部関係の陳情平成24年第123号外12件の審査を行います。

ただいまの陳情について、農林水産部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

山城毅農林水産部長。

○山城毅農林水産部長 ただいまから、陳情案件について処理概要を御説明いたします。

お手元の陳情処理概要の目次をお開きください。

今委員会に付託されております陳情案件は、継続8件、新規5件でございます。

それでは、以上の陳情13件について御説明いたします。

お手元の陳情処理概要の1ページをお開きください。

継続案件の平成24年陳情第123号につきましては、修正はありません。

3ページ目をお開きください。

継続案件の平成24年陳情第146号は、アンダーラインを引いている部分が、時点修正を行った箇所でございます。その部分について説明いたします。

14行目の、そのため、県はこれまで読谷村役場と地元同意等条件整備について調整を「行ってきた」を「継続している」に、また、18行目を「県としては、当該要望を踏まえ、自然・景観に配慮した工法等について読谷村役場や漁業協同組合、地元区との調整を進めているところです。」と修正しております。

4ページから13ページまでの継続案件、平成24年陳情第162号から陳情第33号につきましては、修正はありません。

次に、新規陳情について説明させていただきます。

15ページをお開きください。

陳情番号第44号、陳情区分新規、件名は尖閣諸島周辺海域の漁業権益と警戒監視体制の強化及び漁業支援施設の整備を求める陳情、陳情者は石垣市議会議長伊良皆高信であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針を御説明いたします。

県は、尖閣諸島の領海及びその周辺水域における、漁業者の安全操業及び安全航行の確保について、これまで、国土交通省や外務省、水産庁などに対し、安全操業に対する適切な対応や取締船等の強化など、抜本的な措置を講じるよう、要請してきたところであります。

県としましては、本県漁業者が安心して操業できるよう、①沖縄振興特別推進交付金を活用した漁業無線機の整備支援、②外国漁船操業等調査事業の継続実施など、国や漁業団体と連携して適切に対応してまいりたいと考えておりま

す。

なお、尖閣諸島への漁業無線施設、船舶気象情報システム等の陸上施設の整備につきましては、国において検討されるべきものと考えており、国の動向を注視していきたいと考えております。

続きまして、17ページをお開きください。

陳情番号第47号、陳情区分新規、件名は尖閣諸島周辺海域の漁業権益と警戒監視体制の強化及び漁業支援施設の整備を求める陳情、陳情者は八重山市町議会議長会会長伊良皆高信であります。

要旨につきましては、省略いたします。

処理方針については、陳情第44号と同様であります。

続きまして、19ページをお開きください。

陳情番号第50号の2、陳情区分新規、件名は平成25年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情、陳情者は沖縄県離島振興協議会会長外間守吉外1人です。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、農林水産部所管の処理方針について御説明いたします。

1、鳥獣被害対策について、被害防止柵とネットを整備することについて、沖縄県における鳥獣被害防止対策については、関係団体で構成する沖縄県野生鳥獣被害対策協議会や市町村等協議会を設置し、鳥獣被害防止対策を総合的に推進しているところであります。

具体的には、①市町村被害防止計画作成に必要な情報の提供や助言、②侵入防止柵や防鳥ネットの設置、銃器による捕獲などの支援を行っております。

これまで市町村と連携を図りながら、鳥獣被害防止対策事業を活用し、侵入防止柵5万8044メートル、防鳥ネット施設12.9ヘクタールを整備しております。

今後とも、市町村、農協などの関係団体と連携し、鳥獣被害防止対策に取り組んでまいります。

次ページをお開きください。

2、海洋深層水の複合利用高度化を図るため、取水設備を増設することについて、久米島の海洋深層水研究所の取水規模は、1日当たり最大で1万3000トンに対して、現在は、約75%の1万トンでの運用となっております。

今年度から運用が開始された海洋温度差発電実証施設は、現在実施されている研究及び産業利用に影響を及ぼさない範囲で、実証試験を行うこととなっております。

新たな取水管の増設につきましては、今後、海洋深層水利用に関する需要や市場性及び事業採算性等を総合的に検討した上で、判断する必要があると考え

ております。

3、渡名喜漁港第1及び第2沖防波堤の周辺全体に消波ブロックを設置することについて、県では、沖防波堤付近の航路口における波浪の観測・解析、フェリー運航記録等の整理を行う業務を発注しております。

この結果を受け、数値シミュレーションにより、消波ブロックの設置・効果的な防波堤配置等の検討を行う計画であります。

4、下地島空港周辺残地に海洋深層水総合利用施設を整備することについて、県は、久米島に海洋深層水研究所を設置し、水産、農業分野等において、海洋深層水の利用に向けた研究開発に取り組むとともに、企業等への分水を行っております。

現時点で、新たな研究拡大の計画はありません。

下地島空港周辺残地における海洋深層水総合利用施設の整備につきましては、地元からの具体的な提案がなされた段階で、他部局とも連携しながら対応してまいりたいと考えております。

5、下地島空港残地農業的利用ゾーンに係る国営かんがい排水事業の受益地の編入の可能性について、国等関係機関との協議を進めることについて、国営宮古伊良部地区においては、伊良部大橋の建設工事にあわせて、送水管の設置が進められているところであり、伊良部島への農業用水の受益地及び送水量は確定しております。

伊良部島に隣接する下地島空港残地の農業的利用ゾーンの国営受益地編入の可能性については、国・宮古島市等関係機関と連携を図りながら、検討してまいります。

次ページをお開きください。

6、地下ダムによる水源確保や圃場整備等の農業基盤整備が着実に実施できるよう配慮することについて、宮古島及び伊良部島における、9156ヘクタールの農地に対する農業用水の確保については、国営かんがい排水事業による地下ダム整備により、一定のめどが立っているところであります。

一方で、県や宮古島市が実施する、かんがい施設整備や圃場整備については、平成23年度末でそれぞれ63.5%、52.5%の整備率となっており、整備途上にあります。

県としましては、引き続き地元や関係機関と連携し、農業基盤整備の着実な推進に努めてまいります。

7、サトウキビの生産振興について、サトウキビ機械化体系の確立による農作業の合理化及び生産法人等の受託組織の育成を図る必要があることから、ハーベスター等の農業機械の導入を推進することについて、サトウキビは、離島

地域の経済・社会を支える重要な作物であります。

県においては、高齢化、後継者不足が進展するなか、省力化による生産性向上を図るため、ハーベスター等の高性能農業機械の導入を支援しているところでもあります。

県としましては、今後とも、サトウキビの機械化を推進し、農業生産法人を初め、担い手の育成・確保に努めてまいります。

8、宮古島芋生産の向上及びブランド化確立を図るため、移動規制害虫特別防除事業を導入することについて、県においては、久米島と津堅島においてイモゾウムシとアリモドキゾウムシの根絶防除事業を実施しており、平成25年4月22日、久米島のアリモドキゾウムシを根絶したところであります。

今後、両ゾウムシの大量増殖技術の確立や低コスト人工飼料の開発、イモゾウムシの密度抑圧防除技術とモニタリング技術などの技術開発を行い、防除地域を拡大していく考えであります。

宮古島においては、現在、移動規制害虫特別防除事業を活用し、アリモドキゾウムシのフェロモントラップ調査やカンショ掘り取り調査を実施し、両ゾウムシの発生状況の把握に努めているところです。

次ページをお開きください。

9、T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）に参加しない取り組みを継続することについて、T P Pは、原則として全ての品目で関税を撤廃することが前提となることから、本県農林水産業においては、サトウキビ、肉用牛などで極めて大きな影響があるものと懸念されております。

特に、農林水産業が基幹産業である離島においては、地域経済に甚大な影響があるものと認識しております。

このため、4月以降、生産者や地元市町村と連携し、県内調査などで来県したT P P政府対策本部の国内調整総括官や農林水産副大臣に対し、サトウキビや肉用牛の重要性など、地域の実情を強く訴えたところであります。

県としましては、十分な情報開示を求めるとともに、地域の実情を見据えた上で、拙速な参加を行わないよう、引き続き、国に対して、強く要請してまいります。

12、尖閣諸島海域における船舶の安全操業と安全航行の確保等について配慮することについて、県は、尖閣諸島の領海及びその周辺水域における、漁業者の安全操業及び安全航行の確保については、これまで、国土交通省や外務省、水産庁などに対し、安全操業に対する適切な対応や取締船等の強化など、抜本的な措置を講じるよう、要請してきたところであります。

県としましては、本県漁業者が安心して操業できるよう、①沖縄振興特別推

進交付金を活用した漁業無線機整備の支援、②外国漁船操業等調査事業の継続実施など、国や漁業団体と連携して適切に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、23ページをお開きください。

陳情番号第51号、陳情区分新規、件名、日台漁業取り決め等の見直しに関する陳情、陳情者は沖縄県漁業協同組合連合会代表理事会長國吉眞孝外1人であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針を御説明いたします。

日台漁業取り決め協議は、日本と台湾の民間団体が、平成8年以降、16回開催してきましたが、双方の主張に折り合いがつかず、平成21年に中断してまいりました。

その後、平成24年11月に再開されたことから、県は、国に対し、①交渉に当たっては、沖縄県漁業者の意向を十分に配慮すること、②漁業水域の設定に当たっては、日本側が主張する排他的経済水域の地理的中間線を基本として協議することについて、4回にわたる要請を行っております。

この要請に対し、国からは、沖縄の漁業者の意向は理解している。頭越しに協定を締結することはないとの回答を得てまいりました。

さらに、合意されるという情報を受け、4月10日に、再度、同様の趣旨の要請を官邸等へ行っております。

しかしながら、同日、地元に対して何ら説明がないまま、日台漁業取り決めが合意されております。

また、合意された取り決めは、沖縄からの要望が反映されず、台湾側に大幅に譲歩した内容となっていたため、4月12日に副知事が上京し、内閣官房長官、農林水産大臣、外務大臣等へ、抗議を行っております。

合意の内容は、好漁場の縮小を余儀なくされるなど、沖縄県の水産業へ多大な影響があることが懸念されることから、4月25日に、知事が、内閣総理大臣、内閣官房長官、農林水産大臣、外務大臣等に対し、県内漁業者の権益及び安全操業を確保し、漁業秩序を維持できるよう、以下のとおり日台漁業取り決めの見直し等を強く求めたところであります。

①日台漁業取り決めを見直すこと、②台湾漁船の取り締まりを強化すること、③八重山南の水域は、今後、協議の対象としないこと、④日中漁業協定を見直すこと、⑤日台漁業委員会に沖縄の漁民代表を参加させること、⑥今回の決定を暫定的なものとして、来年以降、見直しができるようにすること。

一方、平成12年に発効された日中漁業協定では、北緯27度以南の先島及び久

米島の周辺水域において、中国漁船が自由に操業できる内容となっており、台湾側の操業水域拡大要求の背景となっていることから、本県漁業者の権益及び安全操業を確保し、漁業秩序を維持できるよう、5月29日に、①平成9年の外務大臣書簡を破棄するとともに、日中漁業協定を見直すこと、②中国サンゴ網漁業の実質的な取り締まりを行えるようにすること、③日台漁業取り決め見直し等に適切に対応することを、強く求めたところであります。

この間、5月7日には、本県漁業者代表3名と県水産課職員1名が参加し、台北において、日台漁業委員会が開催され、沖縄側からは、操業ルールが策定されるまでは、双方の漁船の操業を自粛するよう強く主張しましたが、台湾側からは、逆にさらなる水域の拡大を求めるなど、お互いの主張が一致しなかったため、協議は継続審議となりました。

また、5月16日、17日には、日台漁業者間会合が、沖縄側漁業者6名、台湾側漁業者6名が参加し、那覇市において開催され、双方の操業方法や漁船の隻数などについて意見交換を行いました。結論は出ず、双方持ち帰り検討し、次回以降に協議することとなっております。

第2回の日台漁業委員会は、沖縄と台湾の漁業者間会合の進捗状況を踏まえて、開催されることとなっております。

議題は、取り決め適用水域における操業ルールについてになると想定しており、漁場での操業トラブルを避けるため、早急に操業ルールの策定に向けた漁業者間会合を開催する必要があると考えております。

県としましては、漁業団体が設立を予定している沖縄県日台漁業問題検討協議会（仮称）と連携し、国に対し、粘り強く見直しなどを求めていくこととしております。

なお、事前に資料をお配りしておりますので、適宜参考にしてください。

続きまして、26ページをお開きください。

陳情番号第68号、陳情区分新規、件名は国営土地改良事業「石垣島地区」の平成26年度事業着工及び関連事業の推進に関する請願（陳情）、陳情者は石垣島国営土地改良事業推進協議会会長中山義隆であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針を御説明いたします。

国営かんがい排水事業石垣島地区は、平成26年度から着工予定となっております。現在、全体実施設計を国において行っているところであります。

県としましては、事業の円滑な着手が図られるよう、石垣島国営土地改良事業推進協議会が進めている事業同意取得を支援しているところであります。

また、国営関連の県営事業等につきましては、整備計画を策定しているところ

ろであり、国営事業の着工に合わせ、円滑に着手できるよう、石垣市・石垣島土地改良区と連携して推進してまいります。

以上が農林水産部の陳情処理方針概要の説明でございます。

御審査のほど、よろしくお願いたします。

○上原章委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 日台漁業協定の件を聞きたいのですが、日台漁業協定と日中漁業協定と、両方とも深刻な課題になっていますが、日中漁業協定から一きょうは資料も出ていますか。日中漁業協定については、この間なかなかそれ自体を我々が審査するということはなかったのですが、日中漁業協定そのものに対する認識と、何が問題なのかというところを簡潔に、いただいている資料をもとに説明いただけますか。

○山城毅農林水産部長 5ページに、日中漁業協定の概要等を示しております。協定の適用水域については、本協定は、日本国の排他的経済水域及び中華人民共和国の排他的経済水域に適用ということになっておりますが、2の相互入会の措置の下線のところで、自国の排他的経済水域で漁獲を行う相手国漁船に対して許可及び取り締まりを行うというものが、第2条、第3条、第4条、第5条にあるわけです。3の暫定措置水域等の設定の中で、東シナ海において2の措置をとらない水域ということで、暫定措置水域及び北緯27度以南の水域—これは沖縄側です。それについては第6条の(a)、(b)という表現になっております。7ページの協定第6条で、第2条から第5条までの規定は、協定水域のうち次の(a)及び(b)の水域を除く部分について適用するということがありまして、(b)は北緯27度以南の東海の協定水域及び東海より南の東経125度30分以西の協定水域ということで、沖縄側に該当するということになっております。協定第2条から第5条とありますが、例えば第2条第1項は相手国の漁船が自国の排他的経済水域に相互入会して操業することを認める。第2項で、相手国排他的経済水域内で操業を行うには、相手国当局の発行する許可

証が必要。第3項では、相手国の定める漁獲量や操業条件に従わなければならない。第3条は、両国は自国の排他的経済水域内における相手国の操業条件を決定できる。第4条では、両国は、自国の漁船が相手国排他的経済水域内において、相手国の定める法令その他の条件に従うよう確保する義務を負うと。第5条では、両国は、自国排他的経済水域内において拿捕を含む必要な措置をとることができるという条文があるわけですが、それについては（b）については外されているということで、そのかわり、平成9年外務大臣書簡の中で、日本国政府は、日中両国が同協定第6条（b）の水域における海洋生物資源の維持が過度の開発によって脅かされないことを前提として、中国国民に対して、当該水域において漁業に関する自国の法令を適用しないとの意向を有しているという書簡を出しております。これが適用しないという根拠になっておりまして、そういうことがありまして、現状としては中国漁船が北緯27度以南の水域で自由に操業できる状態をつくっていると。中国漁船の違法操業を取り締まれないという課題があります。そういう意味で書簡の撤廃を申し上げているところ です。

○仲村未央委員 非常によくわかりました。結局、第2条から第5条の内容は、北緯27度以北には適用されていると。そして以南は野放しと。この大臣書簡が示す、中国国民に対して、当該水域において漁業に関する自国の法令というものは一自国というものは中国のことですか。日本のことですか。

○山城毅農林水産部長 日本の法令です。中国側からも同様な書簡をお互い出しているという状況です。

○仲村未央委員 中国の船に対して、中国が何らかの適用をさせている節はありますか。彼ら独自のルールを北緯27度以南の操業に関して、中国は中国なりに資源管理に関して、何かをルールとして持っているようですか。

○山城毅農林水産部長 中国側でもサンゴ礁の違反しているものは本来禁止ということを知っております。ただ、日本側が日台漁業委員会の中で申し入れたときに、なかなかその船の実態をつかみ切れていないということで、海上でどういうやりとりをしているかはよくわからないのですが、そういうことでつかみ切れていないという話を聞いております。

○仲村未央委員 その実態を把握しようとするときに、中国の船に対して中国

がその実態を把握するために、その海域において取り締まりをすることは可能なのですか。

○山城毅農林水産部長 それで我々は水産庁に要請を申し上げたのは、現実的にそういう取り締まりができるような体制をつくっていただきたいという要望をしております。中国艦船に公船でしっかり監視をしていただいて、違法的な操業がないように、組織体制の中でしっかり申し入れしてもらいたいと、要請の中でもお願いしてきたところです。

○仲村未央委員 あくまでも日本の排他的経済水域内における北緯27度以南の海で、中国が中国側の船を取り締まるために取締船を出したときに、何か新しいトラブルに発展しませんか。こちらの排他的経済水域内にありますから、そこに幾ら漁業のために来ているとはいえ、中国が中国の監視のためにみずからの船を出すということまで含めて、そこをどんどん許容していくと、本格的にそこは日本の排他的経済水域としての維持が余計に難しくなっていないかというところを非常に懸念しますが、いかがですか。

○山城毅農林水産部長 体制的に、確かにそういうことが想定されますので、そういう話にならないように、体制的に中国の中で取り締まる組織がありますので、その中でこちらから違反しているという通報をしたら、それを縦割りではなくて連携しながらしっかり対応してもらいたい、取り締まってもらいたいという意味での申し入れでございます。

○仲村未央委員 確かにそれが本当に機能して紳士協定といいますか、そういうものがうまくいけばいいのですが、実態としてはやはり野放し状態といいますか、取り締まりをなかなかしないことが続いていて、今非常に懸念があるサング船というものが、大変な資源上の破壊をもたらしているという指摘だと思うのです。もちろん一義的には大臣書簡の破棄ということが非常に絶対的に大事だし、具体的に北緯27度以南のところ、北緯27度以北のものを適用している、第2条から第5条がありますよね。これを含めて適用させるということは、皆さんの基本的な要求ですか。

○山城毅農林水産部長 現実的なところから、段階的に踏み込んだほうがいいのかというところで、北緯27度以北についてはお互いルールを決めながら一操業隻数等を決めながら協議の中で進めていると聞いておりますので、まずはそ

ういうところに入っていった、そういった段階—必要であれば撤回ということもあろうかと思いますが、そういう段階的に取り組んでもらったほうがいいのかということで、現時点ではそういう要請をしたところです。

○仲村未央委員 もともと北緯27度によって切られたということ自体が、非常に許しがたいですね。そこは捨てたのかということにしかたらないですね、実態として。北緯27度以南の海はどうでもよかったのかと。どうでもよくないはずなので、なぜ北緯27度でこんなにも管理体制が違うのかということを指摘するならば、北緯27度以南に、北緯27度以北に適用している自国の取り締まり体制や—従わせる基準というものは同等、同質なものを要求すべきであると思うのです。その点については、農林水産部長はハードルが高いといたしますか、もう一段階上だというような認識のようですが、そこが少しよくわからないのです。北緯27度以北のものを北緯27度以南にも境なくきちんと排他的経済水域内を適用してくださいという言うことが難しいですか。

○山城毅農林水産部長 書簡の撤回そのものがそれに該当してくるか—と同じ意味を持つことにつながるのかという認識です。

○仲村未央委員 実際には、その交渉はいかがですか。

○山城毅農林水産部長 これから交渉があるということで聞いておりますが、国からはしっかりとその旨、中国側と状況を説明して取り組んでいくという回答は得ておりますが、結果についてはまだ確認しておりません。

○仲村未央委員 国はその交渉を中国とやっているのですか。そういう要求をしているのですか。交渉ということは、明確に大臣書簡の撤回を中国に対して国は求めているのですか。

○山城毅農林水産部長 今、予備会合を1回やって、これから本協議会に入るようなのですが、聞いたところでは、撤回についての話ではなく、サンゴの取り締まりについて向こう側と十分協議していると聞いております。

○仲村未央委員 そこら辺なのです。県が要望していることは、何もストレートに国際問題といいますか、日中の議題にはなっていないと思うのです。もちろんサンゴ船というものは一番緊急な課題ではあるのですが、それよりも

何よりも北緯27度で切ったという、全然こちらにとっては合理性も何もない、理解できない次元のものを、ストレートに国に対して中国との交渉の議題とせよと詰めることは、非常に大事だと思うのです。これを知事はやっていますか。国との間で明確にして、そしてきちんと回答を求めるような迫り方をきちんとやっていますか。

○山城毅農林水産部長 要請の中で明記しまして、それを読み上げて大臣なり副大臣なり、官邸、あるいは農林水産省に要請をしていたところであります。

○仲村未央委員 弱いです、農林水産部長。もう少し何かないですか。詰めといますか、今皆さんは一生懸命だと思うのです。深刻に捉えていらっしゃると思うのですが、もう一歩何か踏み込んだ対応とか国の感触とか、ないですか。

○山城毅農林水産部長 これから予備会合一委員会をやっているところですが、なかなか国から細かい内容とかは出てこないものですから、その辺の状況も注視しながら、なるべく情報を早く得るようにして、知事と一緒にやって継続しながら、粘り強く要請活動をしていきたいと考えております。

○仲村未央委員 では日台漁業協定ですが、日台漁業協定の中で非常に深刻なのは南—ここはまた違う南ですね、八重山以南が議題にされるのかどうかという、これは非常に緊張感を持っていますよね。そこら辺はどうですか。今後それが対象となるような流れはとめられそうですか。

○山城毅農林水産部長 国に要請したときにも、南については協議の中に入れないように頑張りたいという話を聞いています。ただ、この前の日台漁業委員会の中でも、台湾側からは南の話も意見として事実上出ていました。そのときにも日本側からきっぱりと、これはだめだと断っているという経緯もありますので、しっかり我々もその件については国にしっかり申し入れながら、ここは絶対入れるなということは強く今後も言っていきたいと思えます。

○仲村未央委員 なかなか担保がなくて、その海域での取り締まりを少しずつやり始めてはいるようですが、ここは非常に今後懸念が強いと思えてなりません。あと、久米島の西です。東経125度30分まで押し戻せという、物すごく強い要求がありました。これについては県としてはどういう認識ですか。

○山城毅農林水産部長 東経125度30分については、事前に11月から1月まで要請に行ったときにも、地元からの要望が非常に強くて、我々もその要請のときにも国には申し上げております。当然我々としては、そこまでは水産庁はしっかりやってくれるものという理解でいました。それについて地元から重要性というものがありますので、しっかりそこは戻してもらおうように頑張っていきたいと。国も協議をしながら、徐々に取り組みながらというニュアンス的な話も聞いていますので、しっかりできるように頑張っていきたいと思えます。

○仲村未央委員 国もそのように頑張りたいということは、日台漁業協定は見直しの余地があるということですか。ある程度の期間は、時限を切って見直しの可能性は常にあるということですか。

○山城毅農林水産部長 今回の日台漁業委員会の中でお互いルールを決めることになっていきますので、ルールの話し合いをする中で、お互いの中話の中で持っていくという理解をしております。すぐにいきなりこうという話ではなく、ルールを決める中で寄せていくと聞いております。

○仲村未央委員 ここは久米島を中心とする漁民の皆さんが実際に漁をしていて、そしてまた資源管理のために具体的な計画を持って、研究もしていましたよね。それぞれ彼らの配置を決めて、ここはどうするのだという計画がありましたね。あれは今どうなっていますか。結局この問題が起きてからは全くこの水域には入れていないのか。不能な状態になっているのですか。

○山城毅農林水産部長 現在のところは、地元は自粛している状況です。

○仲村未央委員 となると、今だんだん押し戻すということもあるのですが、この水域内の操業ルールの中で、今まさに彼らが研究会を立ち上げて、各々の資源をこうしていこうという具体的な話がありますよね。ああいったことも含めて、台湾の漁業者と共同の資源管理のルールのようなものを皆さんは想定しているのですか。ルールというものはそこまで具体的にできるものだと思っているのですか。その期待は漁業者からは非常に薄いし、もはやそれどころではないと。実質的には全部ここは台湾漁船が堂々と入れる場所になっただけであって、何らそういったルールをつくったって機能させられないだろうという、物すごく悲観的な緊張感と怒りを持っているわけです。だから今言うルールというのが本当に目指すような、もともと彼らが想定するような、沖縄の漁業者

が管理をしたかったような状態のルールは確立できそうですか。できると皆さんは思いますか。

○山城毅農林水産部長 相手側とうまく話し合いをしながら、こちら側からの話としては、例えば操業するとき船の間隔を、台湾側の距離も沖縄側の距離に合わせたらどうかとか、網の一縄の入れ方もお互い食い違っていますので、それを同一方法にそろえたらどうかとか、その区域の中で船の数を制限したらどうかということ提案しているわけですが、あとはお互いの区域の設定の仕方とか、いろいろやり方はあろうかと思います。それをお互いが話し合っ、向こうとキャッチボールしながらやるというのが—それをやりながらお互いうまく操業できるように持っていくべきかと思っておりますので、そういう方向で取り組んでいくしかないのかと思います。確かに地元は不安を持っているということも聞いてはいますが、そこを何とかお互い話し合っやっていくべきかと考えております。

○仲村未央委員 細かいことを言えば、パヤオ周辺での照明の問題とか、こういったことも、余りにも実態としてこちらが思うようなルールとかけ離れているところに現実があるということは、物すごい怒りです。そういった中で、せっかく日本側、沖縄側の漁業者がこれまで努力してきたことが無に帰すというような状況の中で、だんだんやっていくしかないということの間に、時間との闘いの中で本当に漁業者が立ち行かない状況というもの目の前ではないかと。この緊迫感が非常に—温度差があるとまでは言いません。ただ、それだけのことが今起きているということについては、とても深刻な状態ですので、先ほど言うような国に対する働きかけというのは、1回やったら終わりということではもちろんなくて、もっと何か具体的な厳しい環境整備とか、中国への交渉の求め方があるのではないかという感じがしますが、いかがですか。

○山城毅農林水産部長 その辺のところは我々も研究しながら、常にいろいろな機会を通じて、粘り強く要請を続けながら、どういう対応があるかということを検討しながらやっていきたいと思っております。

○仲村未央委員 それから漁業団体が設立を予定している沖縄県日台漁業問題検討協議会の構成は全漁業者なのか、関係漁業協同組合に限られるのか。具体的なルールづくりに向けて、交渉の窓口として一本化されていくのでしょうか、進捗と申しますか、取り組みについてはどうなっていますか。

○山城毅農林水産部長 沖縄県内の各漁業協同組合を集めて、その中で協議会をつくっていただいて、お互いの漁業者の皆さんの意見を集約していただいて、それを台湾側につけていくということで、我々県もその中に入って一緒にやってまとめていきたいと考えております。

○仲村未央委員 実質的な交渉の窓口は協議会が役割を果たすことになるのですか。台湾側とのカウンターパートとして。

○山城毅農林水産部長 日台漁業委員会の中に我々が漁業者代表として入れさせてもらっているのは、沖縄海区漁業調整委員会の委員として参加させていただいています。今は我々で組合長と主要な方をお願いして出ているのですが、協議会みんなの意向として出す。協議会の中で代表は誰にするのかを決めていただいて、沖縄海区漁業調整委員会の委員として参加していただく体制をしっかりとつくろうということです。

○仲村未央委員 わかりました。別の陳情をお願いします。12ページの林業の生産性というところに関連して経過をお尋ねします。以前に前年度の復興予算をリュウキュウマツの生産に充てるということでしたよね。復興予算はあの後も非常にいろいろなところで問題になって、特に基金に積み立てられたものの返還要請等が出ましたね。今回の沖縄県が復興予算で充てた部分について、特に返還対象にならなかったかどうかお尋ねします。

○山城毅農林水産部長 それについても返還対象になるという話は聞いておりましたが、具体的に正式な通知はまだ来ていませんので、これから来るのかと想定しております。

○仲村未央委員 前回審査したときには、5500万円と計上されていたと思うのです。使途としては、沖縄で木をつくれれば沖縄の自給率が上がって、それが結局は復興地の木材移入を減らせるという理屈でしたか。そういう意味では、実際にはどうだったのか。生産はどれくらい上がって一事業はそもそも全然入っていなかったのですか。予算は全く執行していなかったのか、あるいは幾らか執行されて、皆さんが目標とする生産性の向上あるいは県産材の自給率の向上というような目標があって達成できていたのか、そこら辺をお尋ねします。

○謝名堂聡森林緑地課長 平成24年度から木材利用促進特例基金ということで事業を実施しております。委員おっしゃるように平成23年度の補正で、基金を5500万円積み増しして事業を実施しているという状況です。平成24年度から事業を実質実施しております。事業内容はリュウキュウマツを中心としたマツ材の間伐事業を中心に、3年間で20ヘクタールの実施をします。初年度2ヘクタール、今年度6ヘクタール、それから最終年度の来年度が10ヘクタールの合計20ヘクタール。それにあわせて、最終年度にはそれらを沖縄本島に送るための倉庫をつくらうということで、倉庫の予算も含めて基金として積み立てておりました。昨日、復興庁から関係省庁に復興予算については、未執行分について返還を求めるための要請が出されたという情報を受けているところです。農林水産部長が申しましたように、まだ農林水産省からの返還に関する通知は、我々には届いておりません。ただ、状況としては未執行分については返還してほしいという要請という形での文書が届くということを知っている状況です。実際に今、執行分については昨年度の2ヘクタール分、今年度については既に契約をして実施に向けて取り組んでいる状況で、具体的な間伐材の6ヘクタール分について、今年度は執行を予定するという状況です。一部その中で未執行分があれば、それも含めて調査をした上で返還の対象になるということですが、基本的には次年度以降の平成26年度分の予算が返還の対象になると考えているところです。

○仲村未央委員 今の執行分と未執行分を額で、あらあらでいいですので、どれぐらいになっているのかお尋ねします。

○謝名堂聡森林緑地課長 事業費が、1ヘクタール約100万円という形です。それで昨年度は200万円を執行していると。今年度は600万円を執行する予定になっております。県につきましては、既に300万円分については契約を済ませている状況です。残り300万円分の石垣市が執行する分については、一部まだ契約されていない分もあると伺っております。それについては執行状況を確認した上で御報告をする形になると思うのですが、現時点の執行分は、昨年度の200万円、今年度の我々の300万円プラス石垣市の分ということですので、おおむね600万円から700万円程度になるかと考えております。具体的にはしっかり計算しないとわからないのですが、おおむねそのような予算になるかと思えます。

○仲村未央委員 5500万円のうちの執行分が600万円そこらということになる

と、未執行分は5000万円近くあるということになりますか。今言う返還要請があった場合の対象額というものは、そこを指すことになりますか。

○謝名堂聡森林緑地課長 おっしゃるとおりです。3年間間伐をして、最終年度に施設ということでの倉庫ができる予定でしたので、その分が非常に大きい予算になっております。それが今回の返還の対象になるということは想定されます。

○仲村未央委員 もともと復興財源を充てるという範疇で、この予算を使ってどれぐらいの自給率をアップさせようという計画だったのか。

○謝名堂聡森林緑地課長 もともと県の自給率自体が5%程度—4%から5%を上下するという状況です。もちろん自給率自体が低くて、県外から入ってくる移入量に応じて大分自給率が変動することは実際ありますが、おおむね4%から5%ぐらいにあると。我々は沖縄21世紀ビジョンを含めて、将来の目標をおおむね6%を想定しております。石垣市からの分は今までは全くなかったということで、ゼロの状態から今回はこの基金を活用して、輸送も含めた形で事業を展開しようと考えておりましたので、全くゼロから新しく供給されるということではあります。数量的には、スタートは低い数字でしたので、1%足らずの自給率のアップということですが、ただ、3年後の10ヘクタール、20ヘクタールということで、3年後以降については徐々に自給率を上げようということで、一定程度の効果を期待しておりましたので、将来的には6%を目指して取り組むということでした。

○仲村未央委員 そもそも国は復興予算を充てるに当たって、それぞれの地域の移入材の減少をどれぐらいと設定してつまり、自給率をどれぐらい高めることをノルマ的に求めていたのか。そういうことも何もなくて、基本的に林業の振興という、漠としたといいますか、数値目標を求めない形で、それは適用可能ですという形で予算がついたのか。そこら辺はあったのですか。

○謝名堂聡森林緑地課長 もともとその基金事業については復興予算を活用しているということで、国からも直接被災地への木材の供給以外にも、それぞれ地域で地域材を供給することで、間接的に日本全体から被災地に行く供給量が上がるということで、もともと国からの要綱、要領の中にも記載がありました。それからあわせて、内需的な林業の振興という2本の観点でスタートをしてお

ります。事業の要綱、要領の中には、それぞれ地域の自給率何%を何%にというような細かい数字の示し等は入っておりませんでした。

○仲村未央委員 結局、復興予算としては、これだけ全国で問題になり、言ってみれば復興地では予算が足りないということも今、多く指摘されているわけです。どこに行ってしまったのだと。実際に本当に使いたい復興地では、予算が足りないという指摘もあると。こういう中で、今回の復興予算は結局一連のことがあって返還要請につながってはいると思うのですが、県としては林業の振興の立場で、復興予算がなくなってしまうと一これから5000万円の執行の予定があったわけですね。リュウキュウマツの生産性も上げたい、倉庫もつくらないといけないと。これは財源としてはどうしていくのですか。

○謝名堂聡森林緑地課長 おっしゃるとおりです。我々としては来年そういう形での執行を見込んでおりましたし、また必要だということで要求もしているところです。今回もしそういう返還要請があった場合には、それに見合う別の予算も含めて国には要求したいと考えているところです。

○仲村未央委員 以前に知念農林水産部長の時代にこの問題を指摘して、本当に復興予算としてふさわしいかというやりとりをしました。そのときから沖縄の国道事業に復興予算が充てられたということが非常に注目されて、その象徴的な一つにもなっていたし、なぜ東北大震災とかかわりのない地域で復興予算が充てられるのかということについては、後々問題になりかねないということも、そのときにも指摘したつもりです。ただ、一応林業の振興という意味では、県独自の計画はきちんとつくっていききたいということが農林水産部長の答弁だったのです。もちろん財源の問題は財源の問題として、返還要請に応じるべきだと思います。これは復興予算にきちんとわかりやすい形で、透明性を持って復興に充てられるべき予算であって、ここで使われることはやはり適切ではなかったからこういうことになったと思っていますが、復興予算の返還要請があったら返すのかという一つの方針と、それから林業の生産向上のために、それはあくまでも復興予算を使わなくても、県としての従来の計画にのっかってきちんとその事業は全うしていく。そういう基本的な姿勢があるのかという2点についてお尋ねします。

○山城毅農林水産部長 確かに委員がおっしゃるように復興財源ですので、これについては正式な通知が来たときには、残っているものは返還していきたい

と考えております。やはりこういう施設—石垣市でこういう林業振興ということですから、国にも林業構造改善事業というメニューがありますので、それについてまた国に要請して確保できるように頑張っていきたいと思っております。

○仲村未央委員 ほかにはないですね。皆さんの所管の中で返還要請を求められる—復興予算を充てている事業というものは。

○山城毅農林水産部長 ないと私は理解しています。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 陳情第51号の日台漁業協定について聞きます。先ほど農林水産部長はうまく操業できるようにとルールの話をしていましたが、日台漁業協定に基づく会議と、陳情者が要求しているものとの乖離があるのではないかと考えているのです。陳情者が言っているのは、暫定執法線を越えた三角部分と特別協力水域の撤廃。それから台湾側が主張する暫定執法線の完全撤廃。それから南方方面の水域の取り締まり、拿捕。それから日中漁業協定の撤廃。ここを陳情者は求めているわけです。それを皆さんは政府に求めるとかいろいろ主張していますが、ここで言っているのは、政府が、外交がない台湾との関係において、今まで結んだ協定を撤廃せよとか、見直しせよとか、そういうことを言っているのです。それを日本政府の外務省が、陳情者が言っていることを、県も含めて合意をしないと台湾側にそういう交渉ができるのかと。私はここを聞きたいのです。農林水産部長が先ほど答えたように、日台漁業委員会での協議は網の入れ方の問題とか、漁船の隻数を減らすとか、あるいは漁獲高を調整するとか、お互いにうまく決められた範囲でやりましょうということであって、しかしここが暗礁に乗り上げて、その話に持っていったら、尖閣諸島の南側、日本領海の尖閣諸島の12海里、北緯27度以北の水域の操業、さらに拡大することを台湾側が言っていたと。とても話にならないと言っていますよね。沖縄の代表の委員が入って、ここの中で解決しましょうと言っていますが、とてもではないがこのメンバーで解決できる代物ではないのではないかと聞いているわけです。今言っている陳情案件ですよ。これは日台漁業委員会の中で解決できるものではないのではないかと聞きたいのですが、農林水産部長、どうですか。

○山城毅農林水産部長 日台漁業委員会の中で今やろうとしているのは、ルールについてまずは協議しようということで、ルールの中に入っております。一方で我々は国に対して、今の見直しということで、そこは返してくれと言っていることも事実あります。その境界についてはしっかり国で協議していただいてやってもらう必要があるかと我々も考えております。ただ、まずはルールから先に詰めないといけないものですから、それを今やっているということです。沖縄側でもしっかりと、漁業者を含めて考え方を一つにしないと、強力に国に申し入れて協議するというのもどうかと思いますので、そこはしっかりまとめていきたいということです。

○崎山嗣幸委員 農林水産部長、ここはしっかりしないと。一番の根底は久米西と言われている特別協力水域のところ、マグロの産卵漁場であったり、沖縄の漁民が極めて重要な漁場としている部分について今言っているわけです。三角部分のところも含めて。そこは既に提供区域に入れているものだから、そこを日台漁業委員会の中で撤廃せよとか、外すようなことは難しいですね。その認識はどうですか。できるのですか。

○山城毅農林水産部長 委員がおっしゃっているような要請一来ている内容につきましては、しっかりと踏まえて要請の中に入れております。日台漁業委員会の中でもこのスタンスは沖縄側から伝えてあります。その中でルールも決めないといけないものですから、まずはルールをどうしようかというところでの進捗になっているということです。

○崎山嗣幸委員 私が聞いているのは、日台漁業委員会の中で言っておりますと農林水産部長は言いましたね。言うのはいいですよ。ここで解決できるのかと聞いているのです。今言っている特別協力水域と三角部分について撤廃せよと言っていることが、そこで解決できる、外交交渉ができる場なのかと言っているわけです。そこは先ほど農林水産部長が言った網の入れ方とか漁獲高とか、お互いでやりましょうという区域を相互に持っていこうという話しかないのではないのかと。その話ができなくて、台湾側はもっと拡大せよと言ってきたという話で、交渉が決裂したということは農林水産部長が言っているとおりであって、私が聞いているのは、ここは大事なところだから、この区域は日台漁業委員会の中で解決できるものですかと私は疑問があるから、できないならできない、できるならできるで、そこでも言う。しかし実際は、やはり外務省なり

国が決めたものについての見直しか撤廃しかーここはできないのはできないということやらないと、あたかも幻想を持って、日台漁業委員会の中で言うておりますということや解決できるのですかと聞いているのです。いかかがですか。できるならそこでやってもいいですよ。

○山城毅農林水産部長 今回の日台漁業協定取り決めの中で、そこでの話し合いは日台漁業委員会で決めていくということになっております。その中で、今言っている見直しについても話し合いをする場になりますので、そこでしっかりやっていくということで理解しております。そこでやっていけるように我々は国にも申し入れていますし、そこでしっかりやっていただきたいという申し入れをしっかりとやっていきたいと思っております。

○崎山嗣幸委員 特別協力水域と三角部分については日台協議の中で取り決められているわけです。見直ししないとできない話で、農林水産部長は日台漁業委員会の中でできますと言っているが、私が聞いているのは、日台漁業委員会の中で、漁民側が言っていることを、特別協力水域を押し戻しなさい、三角部分を戻しなさいということや全てしなさいと言っているわけです。それを日台漁業委員会の中でできますかと聞いているのです。農林水産部長は今できますという話ですが、そこで本当にやるつもりですかと言っているわけです。協定の見直しはできないのではないですか。協定で決まっているところや日台漁業委員会でやると決めていないでしょう。

○山城毅農林水産部長 日台漁業委員会の中に国の代表も入っていますので、その中でしっかり話し合いをしてもらうということしか、今はないのです。その中で話し合いをするということやかないので、そこでしっかりやっていると。

○崎山嗣幸委員 これは国が、政府が決めたわけです。これは政府が決めた理由があるわけです。そういった領域をお互いが、漁業水域のルールを決めたわけです、要するにこの領域や台湾も日本側も入れましょうといった領域です。日台漁業委員会でルールをやりたいと言ったことで、今農林水産部長が言っていることで、国が決めたことを政府側も入っているからということや、日台漁業委員会の中で決めたものを撤廃することや見直すことはできるのかと先ほどから聞いているわけです。できる話ではないのではないかと私は聞いているが、農林水産部長はできると言うから、そこは大きな違いなものだから、こ

これは政府がそのように協定を結んで、あとは漁業ルールを決めなさいという話であって、私が言っているのは特別協力水域と三角部分が重要な問題になっているものだから、ここを本当に撤廃できるかについて、陳情者はそう言っているわけです。そこを日台漁業委員会で解決できるものですかと。私が言いたいのは。できたらここでいいのだが、政府は改めてないでしょう。要するに政府は県、漁民が言っている部分について、外務省も政府も間違っていたと、見直そうと言っていないでしょう。政府は言っていないのに、農林水産部長は政府も入ってますからここでできますと言っているが、おかしい論理ではないですかと私は思います。政府は要請すらしていないでしょう。県の言っている立場に立って、台湾側に要請していないでしょう。

○山城毅農林水産部長 我々も政府、あるいは官邸、農林水産省を含めて知事からも要請をしていますので、それについては国にしっかり見直しについて我々は要請していきます。それをもとに政府が動いて、国同士で見直しをしっかりと方針が出せるように我々は要請していきます。先ほど委員がおっしゃるように、方針が決まった段階で、日台漁業委員会の中で最終的には決まると思いますので、その辺をしっかりとやっていきたいと思います。

○崎山嗣幸委員 まずは政府、外務省が、農林水産部長や漁民が言うものに対して立つことなのです。わかったと、やはりやり過ぎたと、台湾側に譲り過ぎたと、特別協力水域と三角部分をもとに戻すと、それで交渉しましょうというのが先ではないかと私は思うのですが、そこが難しいから今暗礁に乗り上げているのでしょう。そういったところを含めて、日台漁業委員会では決められないのです。そういった整理を含めて、まず皆さんがやるべきことは、政府に対して沖縄の漁民を切り捨てるなど。ここの漁場を取り戻してくれという話すらついていないのに、力もない日台漁業委員会に入って、沖縄側の漁民が入ったとて、その日台漁業委員会で押し戻すことが本当に外交上できるのですかと聞いているのであって、ここの問題を整理しないと、絶対にこれは解決しないと思います。日台漁業委員会で整理しますとって逃げの話ではないでしょう。何度も繰り返すが、農林水産部長、最後に、農林水産部長の言っていることは合っているのですか。

○山城毅農林水産部長 委員のおっしゃるとおり、日台漁業委員会というものは限られた権限だろうと思いますので、しっかりと我々としては官邸に要請をして申し入れて、方針を決めていただくと。ですが、それを決めるまでに日台

漁業委員会の中でも協議して決めていきますので、そういう流れになるのかと思いますので、我々としても官邸にしっかり要請をして、見直しについては粘り強く要請していきたいと思います。

○**崎山嗣幸委員** 農林水産部長、陳情者の4項目がありますね。4項目の全てにわたって、県は、陳情されている方々の意向に対して賛同する立場なのか。どう解決していくのかは、また別の問題点ですね。

○**山城毅農林水産部長** そういうことで要請に行っていました。

○**崎山嗣幸委員** どちらにしても漁民側の立場に立って県は働くということですから、これは解決が難しい問題ではあるが、先ほど言った日台漁業委員会と外交交渉の問題については整理したほうがいいと思います。それから、政府はなぜこれだけ沖縄の漁民を苦しめて、先ほどから問題になっているような海域を決めたけれども、海域上も守らないで、南方側にも台湾漁船が入ってきた、中国も来るのではないかということで、あとは拿捕しなさいということで起こっている事態ですよ。決められた枠の中にも台湾漁船はおさまらないという問題が起こっているわけです。決められた枠の中にも守らないという実態について、先ほどから言っているような南方側は政府は守られたと。要するにこのエリアに台湾をおさめたとやっているが、台湾側はそこに何ら担保がないというか、また今度は南側も台湾漁船を入れるように話を持ってくるのではないかということで心配しているわけです。しかし、外務省、水産庁は、そこは将来議論の対象に入れないようにするということを行っているが、担保があるかどうかについての話なのですが、南側は不安があるわけです。ここまで譲るのではないかと。南側の部分も含めて、政府が言っている立場が、この一定のルールにはめたから成果だと。政府はそう言っているわけです。成果だと。従来ルールがなかったから、お互いにトラブルがあったから、これから話し合いができますよというのが政府の考えなのです。政府の考えは、この間の皆さんの陳情で改まった考えというのが今の段階であるのですか、いろいろな要請の中で。ルールができて南を守ったと。成果だと政府は言っていますよね。私は守られていないのではないかとやっているのだけれども、政府のこの考え方は変わりますか。

○**山城毅農林水産部長** 南側ですが、最初は守ったという言い方を確かにしていたのですが、それについてはおっしゃるとおり担保がないので、我々地元か

らの申し入れも強いものですから、最近はそれをしっかり守っていくという言い方をしているということで、我々としてはしっかり入れないように守っていくということで、強力に要請していきたくい。これは粘り強く、状況を見ながら、国も守ると言っていますので実態を守っていくように注視しながらやっていきたくいと思います。

○崎山嗣幸委員 最後に日中の問題ですが、先ほどサンゴ船の話がありましたね。実態をつかめないと。しかしこれは従来の資料でも、久米西にも20隻とか40隻という中国のサンゴ船が乱獲をして、漁業主権が破壊されていくのではないかとということがあって、実態は言われているのですが、中国漁船のサンゴの採取は、先ほど農林水産部長が答えた—中国の中でもサンゴの採取は禁止されているが黙認されているということでありましたね。この中における中国船のサンゴの乱獲もそうなのですが、また沖縄側が心配するのは、南方側に中国漁船も入ってきて、マグロやその他のまき網船も入ってきて、台湾船も中国船も入り乱れてきて、沖縄の漁場が奪われていくのではないかと心配しているのです。そういった意味での守る方法がないと先ほど言っていましたので、守る方法というものは日中の見直ししか撤廃しかないのではないかと。しかし、これができればいいのですが、そう簡単にできないことを認めているわけですから。中国船が自由にここに来られるわけですから、サンゴ船だけではなくてマグロ船とか、競合するいろいろな部分も入ってくる心配があるのです。この辺の様相は台湾漁船も心配、中国船も来るかもしれないという、あとは向こうはまた米軍の射撃訓練場もある中なので、沖縄近海は全て大変な事態になると思います。ここはどう捉えていますか。

○山城毅農林水産部長 日中の要請に行ったときに、宮古島市の池間漁業協同組合長も同行していただいて、組合長が撮った写真を官邸や農林水産省大臣に持っていきまして、こういう状況ですとしっかり現場から一緒になって説明していただいて、向こうに理解させながら、こういう状況があるので、入らないようにしっかり協議してもらいたいという申し入れを、要請のときにやってきたところです。

○崎山嗣幸委員 ここは中国漁船が入ってきて、取り締まりをすといってもこの漁業海域に対して台湾取締船が自由に入るといことも含めて、いろいろな難しい問題もあると思うのです。ですからここはどうしても日中漁業協定の問題も、日台漁業協定も含めて同時に対応したほうがいいと思います。それか

ら農林水産部長、最後なのですが、久米島漁業協同組合と経済労働委員会で話し合いをしたときなのですが、30代の若手の漁民が、4000万円の19トンクラスの新造船を買って、これから久米西で希望に燃えて漁業で生業を立てていこうというやさきなのだ。そういうやさき、ここを荒らされて、自分たちの漁場がなくなるということで、若手だったのです。農漁村基盤統括監もいらしてましたが、とても深刻な悩みです。そういった若者の夢を絶つのかということを含めて、私は大変深刻に受けとめたのですが、大事な漁場が奪われていくことの深刻感があったのです。これは農林水産部長も聞いたと思いますが、報告を聞いてどう受けとめていますか。

○山城毅農林水産部長 この話は農漁村基盤統括監も一緒に行っていたので私も報告を受けております。やはり漁業の中でも若い後継者が育っていて、これからマグロをとりながらということで、夢を持って非常に頑張っているということを私も認識しました。我々としても水産振興というものは今後も大事に伸ばしていきたいというのが、沖縄21世紀ビジョンの中でもしっかり位置づけていますので、総合的に漁業者の皆さんの経営安定が図れるような取り組みを、我々としてもしっかりやらないといけないのではないかと。同時に、日台、日中漁業問題に対しても、強く漁業者の皆さんと一緒にあって、粘り強く取り組んでいきたいと考えております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 今の日台漁業協定に関連して、この問題を質疑しようと思っていたものですから。私も一般質問等で皆さんに、先島諸島以南について実効ある担保措置をとれと、措置させよということを行ったわけですが、具体的には皆さん方の今の委員会での話し合いの中で、今の状況の中で本当に実効ある措置をとらせることができるのかどうかということについて、漁民の皆さんは非常に不安に思っているわけです。これについて、皆さん方が相当の体制で、以南は絶対に操業させないという強い姿勢で臨まないと、今の状況でいけば、漁民の皆さん方は大変厳しいと見ているわけです。これについて、具体的に何らかの、以南には絶対入れないということの担保措置をとらせる必要があると思います。文書か何かでそういう措置をとらせるということはできないのですか。むしろ台湾側は開放せよということを要求しているでしょう。

○山城毅農林水産部長 南側については我々も十分承知していますし、入れないということで、知事、副知事もその説明をしています。要請のときにもしっかり国に申し入れをしています。国としてもそれは絶対だめだという認識に変わってきていますので、そのこのところを粘り強く継続しながら要請活動をしっかりやっていきたいと考えております。

○玉城ノブ子委員 私たちは見直しということを要求しています。久米西の特別水域はやはり見直しをさせないと、向こうの皆さん方が最低限ここはというところで言っている東経125度30分については、最低限譲歩して、絶対これはだめだと言っている地域であるわけです。しかし、これについてもさせるといふことになると、国を動かさないとだめだと思うのです。そういう意味ではどうですか。今締結しているものを見直しをさせるといふことになると、どうなのでしょう。破棄を求めて、その上でさらに再交渉し直してということになるのではないかと思うのですが、具体的に見直しをさせるといふことになると、どうなりますか。

○山城毅農林水産部長 我々としても、漁業者の意向を踏まえながら統一した考え方で見直していこうということ強く要請しているところです。確かに一方では破棄をした上でということもあるわけですが、地元では操業ルール、安全に操業できる仕組みも欲しいということもありまして、その中では境界から出たときには取り締まりを強化してくれ、拿捕してくれということに対して、国も船をふやして拿捕するようにしてきています。漁業者の方々は拿捕することによって台湾側の漁業者の牽制につながるという話がありまして、それを今議論している中で、見直しをしてそこは寄せていこうということに決まってやっているわけです。それについては、今のところは見直していこうということで、久米西のところも見直しをさせていく。それについては先ほどからお話がありますように、官邸等に対しても、我々知事を含めて粘り強く申し入れていく必要があるのかと思います。

○玉城ノブ子委員 そういうことでいくと先ほどの議論になってしまうのですが、政府、外務省自身を動かさないとこれはできないのではないですか。日台漁業委員会で撤廃させることまでできますか。特別協力水域の撤廃を求めています。撤廃させることはできないでしょう。これはやはり外務省を動かして、締結した中身の見直しをさせないと、それはできないのではないですか。

○山城毅農林水産部長 国に一外務省なり官邸にはしっかりと強く要請していきたいと思います。今後も継続して要請するということです。その中で、日台漁業委員会の中でもそれを主張していくという、両方でやるということは大事かと考えております。

○玉城ノブ子委員 今、八重山漁業協同組合の総会でいろいろもめて、漁民の皆さん方の中から協定そのものを破棄せよという要求も出ているようですが、實際上どうですか。外務省に破棄して交渉し直せということ、具体的に要求していけるかどうか。

○山城毅農林水産部長 石垣市でそういう市議会の意見書が出たのですが、その後八重山漁業協同組合でも議論になっているということは聞いております。ただ、その中で破棄を求めるという結論にはなっていないで、まだ議論の最中だと理解しています。我々としては沖縄県近海鮪漁業協同組合、沖縄県漁業協同組合連合会を含めた全体の中での意思統一をしっかりとやるのが大事かと思っていますので、そこはこれからつくられる協議会と連携しながら、一つの方針をしっかりとまとめていきたいと思っています。

○玉城ノブ子委員 それだけ漁民の皆さんが非常に危機感を感じているということですね。これでは操業できないと。皆さんはルールづくりの話をしているが、ルールづくりだけではこの問題は解決しないと漁民の皆さんは思っているわけです。漁民の皆さんは大変深刻な事態に置かれているわけです。それだけ深刻な状況になっているということ、皆さんが危機感を持って受けとめているかどうかということだと思っております。そういう意味では、日台漁業委員会でルールづくりの話をしてはいますが、それだけではない、きちんと担保措置がとれるようなものを、この中でもしっかりととっていくということが必要だと。それと同時に、国に対しても漁民の皆さん方がここは絶対に譲れないと主張している特別協力水域のところ、これをやはり見直しをさせるということにならないと、そういう構えで取り組んでいかないとだめではないかと思うのです。だからこの問題は単に先島だけの問題ではなく、全県的な問題として政府に対して一私は県民大会を開いてでも、日台漁業協定を見直せということ、国に対して要求していく必要があるのではないかと思います。それぐらいの運動をやっていないと、政府もそういう動きにはまだなっていないでしょう。それぐらいの危機的な思いで皆さん方も取り組んでいかないといけないのではないですか。

○山城毅農林水産部長 委員おっしゃるとおり、確かに現場の漁業者の皆さんの危機意識というものは一そういうことがあるからそういう議論になっているということを我々も非常に感じていますので、そういう危機意識というものをしっかり国に伝えながら、我々も要請しながら、しっかり漁業者の意向もとりまとめながら、県と漁業者が一緒になって国に対応していきたいと考えております。

○玉城ノブ子委員 そういう意味では本当に全県的な運動にして、国に対して日台漁業協定の破棄、見直し、再交渉し直せということを要求していく必要があると思います。

それともう一つ、陳情第50号の2のイモゾウムシとアリモドキゾウムシの根絶防除事業ですが、具体的にどのように進んでいますか。

○山城毅農林水産部長 今、久米島と津堅島でアリモドキゾウムシ、イモゾウムシの根絶事業をやっているわけですが、久米島のアリモドキゾウムシにつきましては、この前根絶しました。これからイモゾウムシについて本格的に久米島で根絶防除に入ることになります。津堅島についてはアリモドキゾウムシはほとんど捕獲できない状況で、イモゾウムシがまだ一部の圃場であって、そこを集中的に攻めているということで、これもかなり効果が出ている状況です。

○玉城ノブ子委員 根絶防除すれば大変大きな期待ができるということで、期待が寄せられているのですが、見通しはどうですか。イモゾウムシの根絶について、大体いつまでに根絶の見通しを立てていますか。

○山城毅農林水産部長 はっきり私からいつまでと言うのはかなり難しい課題なのかと思っています。実はアリモドキゾウムシそのものも防除根絶するのに約20年近くかかっておりまして、専門の方々から200年ぐらいかかるかという話が裏話としてあるぐらい、非常に厳しい一世界で初めて沖縄で取り組む技術なものですから、そのぐらい非常に研究するには大変厳しいものだという認識のもとに我々はやってきた中で、20年でよくやったという評価を受けているところです。そういう意味で、これからまたイモゾウムシの課題がありますので、研究員も頑張っていますので、しっかりこれを開発しながら根絶防除に努めていききたいと。なるべく早目に沖縄本島まで防除区域が拡大できるように鋭意頑張っていきたいと思います。

○玉城ノブ子委員 研究所に行ったことがあるのですが、そういう意味でのスタッフの体制といたしますか、根絶を進めるための研究体制のスタッフが、以前に比べて非常に弱まっているということを知ったのです。向こうの研究体制の状況はどうなっていますか。

○西村真営農支援課長 病虫害防除技術センターで実施しておりますが、全職員23名中、ゾウムシ担当でやっているのは6名の研究員になっております。

○玉城ノブ子委員 以前と比べて研究体制が非常に弱まっていると聞いているのですが、この事業というものは大変重要な事業だろうと思うのです。根絶すれば非常に大きな産業がこちらから生まれると言われていて、非常に大きな期待も寄せられているわけです。特に離島地域では非常に大きな期待があるのです。そういう意味で、もう少し研究体制を強化して予算もふやして、200年の話をしたら大変です。この短期間で根絶事業が成功できるように、そういった姿勢で取り組んでいく必要があるのではないかと思います。

○山城毅農林水産部長 研究体制は、農業研究センターにも研究員を置いて一緒に取り組んでいます。もう一つ大事なことは、我々県だけの研究のノウハウだけでは一やはり日本にはかなりレベルの高い研究員もおりますので、そういったところとも連携しながら、といいますのはイモゾウムシの人工飼料とかなになると、虫以外の別の要因も取り入れながら研究開発をしないといけないという側面がありますので、そういった意味では関連するところとうまく連携、活用しながら研究開発をしていきたいと。そういうネットワークを大事にしながら研究開発をしていきたいと考えています。

○玉城ノブ子委員 イモゾウムシの根絶については、これから具体的にどれぐらいいかかると見通しを立てていますか。

○山城毅農林水産部長 先ほどの件で200年と申しましたが、それぐらい入っていく研究課題だという例えでありまして、それを一生懸命頑張ったという評価として申し上げました。これにつきましては、何年ということは研究者の話ですので申し上げられないところがあるのですが、早急に病虫害防除技術センターと連携しながら、なるべく早く解決できるように頑張っていきたいと思えます。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

新垣哲司委員。

○新垣哲司委員 新規陳情の件で、順を追って少しばかり質疑をさせていただきます。まず尖閣諸島の問題ですが、昭和50年ごろから地理学者である高良鉄夫先生を中心として、研究の先生方が中心になって、今日までいろいろな意味で生物学者を中心にして地理を研究してまいりました。先生方は100歳余る先生もいて、現在尖閣問題について頑張っているのが新見先生という琉球大学の元先生、国吉先生ということで、歴史を残したいということで、県にもいろいろな形で予算の陳情—アハウドリを初めとしていろいろな生物がいますから、当時マスコミにもたくさん写真があるわけです。公文書館にもたくさんあって、これを大事に本をつくろうということで、六、七年前にこの尖閣研究という本ができたのです。そういうことでこの予算もなく、実はこれも知事をお願いしまして、社団法人沖縄県対米請求権事業協会の事業でこの本をつくったわけです。なぜこういうことが大事かということは、この先生方は、いずれは国際法上の問題になって大変になるということを察知しているわけです。しかし、日本は、また本県においては、当然のごとく沖縄県石垣市登野城の番地で、国際的にも、あるいはまた歴史的にも、これは日本固有の領土であるということをも明言しているわけです。私が言いたいことは直接これに関係ないのですが、こういう歴史的なものをしっかり残さないといけないということで、先も知事をお願いしまして、ぜひ国際的にもできるような本をつくっていただきたいと予算要求をしたのです。もちろん関係部署にもです。今はこのような緊張が高まっているから、よしたほうがいいのではないかとということで見送られたことがあって、国会議員をお願いしまして、今度の予算で計上して、これを入札にかけると。ここまで言って連絡が来ているのです。ですから、私たちの固有の島である以上は、やはり真剣に考えていただきたいと日ごろから思っております。私も十五、六年前に尖閣に上陸しました、日の丸を持って。あのときはこんなに緊張していません。あのときからやらなくてはならないと、常日ごろから個人的にそう思っていました。当時の総理大臣の田中角栄さんと向こうが棚上げ論で、そうしている間に中国が発展してしまっていて、日本は物が言えない、手も出せない。ここまで来た以上は、いろいろな陳情が来ているのですが、県にお願いしても、あれだけ排他的経済水域に入っているのですから、中国、台湾でも。向こうはそれでも少ないと。まだまだ入りたいという状況であるから、私は正直に言って、皆さんの手の内から外れているのではないかと考えていま

すが、農林水産部長、その件について、あなたが言える立場にあるかないかわからないが、感想をお願いします。

結論から申し上げますと、要請の枠を超えて、知事を先頭にして、沖縄の国会議員も国会に物を言ってこの問題を解決するのだと。そういうことがないとなかなか厳しいのではないかと。この委員会でこのように言ったって、事は始まらないと。このような外交問題がこれから続くものだと思いますが、農林水産部長の所見を聞かせてください。

○山城毅農林水産部長 尖閣周辺で漁業者も操業していますので、漁業権益をしっかりと守ってもらいたいということで、我々は要請をしていきたいと考えております。

○新垣哲司委員 漁業権益というものは、入るか入らないか。入らないようにするための権益ですよね。しかし、それを乗り越えているのではないですか、台湾などは。どんどん来るのではないですか。これをどうとめるかということなのです。これは行政を超えていると思うのです、正直に言って。解決するためには。政府は自民党政府ですが、いかんね。なぜ沖縄県とも漁業協同組合もしっかり打ち合わせて—こういう問題は沖縄でやるべきなのです。なぜ東京でやったかと。わからないうちにこのようになったかというのがこの問題の一つの大きな原因だと思っています。農林水産部長に言っても範囲を超えていると思うのですが。

○山城毅農林水産部長 これまでの政府のやり方が、沖縄県の頭越しでこういう協定を結んだということに関しては、我々も含めて沖縄県民全体が遺憾であると思っています。そういう意味ではしっかり国にも、沖縄県益そのものが国益になりますので、沖縄県益はしっかり守っていただきたいということは、しっかり要請していきたいと考えております。

○新垣哲司委員 領土と同じように一領土の中にも海があるわけですが、これも我が国の国策にかかわる大事な問題なのです。八重山漁民とか宮古の漁民とか、漁業もできないぐらい。中国が来た場合には船の台数が違います。話になりません。一発で潰される。ですから我々十四、五年前から、こういうことがあったものですから自分なりにやってきました。今になって、ほら見てごらん、このようになっているのではないかと。こういう感じで今はもう静かにやっていますが—今からやったって始まりませんから、こういうことで、今言えること、

できることは、ちょうど選挙中です。こういう問題はしっかり訴えて、できる候補者を選ばないといけないと思っています。ですから、農林水産部長においては知事にもそういうことを申し上げて、国会議員に強く国に要請させるということをお願い申し上げまして、最後に。

○山城毅農林水産部長 知事、副知事一緒になって、我々はいつも要請に行くときには沖縄県の国会議員、与野党含めてしっかり説明して、国会でも追及して沖縄の県域をしっかり守るようにということをお願いしていますので、これからも継続してしっかり訴えていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

以上で、農林水産部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○上原章委員長 再開いたします。

次に、文化観光スポーツ部関係の陳情平成24年第81号外5件の審査を行います。

ただいまの陳情について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

湧川盛順文化観光スポーツ部長。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 文化観光スポーツ部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

まず初めに、委員のお手元に、経済労働委員会陳情に関する説明資料という資料を配付しておりますので、その目次をごらんください。

文化観光スポーツ部関係は、継続陳情が5件、新規陳情が1件となっております。

継続陳情 5 件のうち、1 件につきましては、前議会における処理方針と同様の処理方針となっておりますので、説明を省略させていただきます。

処理方針に修正のある継続陳情 4 件について御説明いたします。

修正のある箇所は、下線により表示しております。

説明資料の 3 ページをお開きください。

陳情平成24年第140号の 2 美ぎ島美しゃ（先島）圏域の振興発展に関する陳情。

この陳情につきましては、先島旅客航路の再開の可能性について調査結果が出たため、時点修正を行っております。

次に 5 ページをお開きください。

陳情平成24年第144号沖縄県立郷土劇場（仮称）の中部地域への誘致に関する陳情。

この陳情につきましては、文化発信交流拠点整備箇所を国立劇場おきなわ周辺エリア一帯にするという方針が決定したため、処理方針を変更しております。

次に 6 ページをお開きください。

陳情平成24年第161号新沖縄県立劇場の誘致に関する陳情。

先ほど御説明しました陳情第144号と同様の理由で処理方針を変更しております。

次に 7 ページをお開きください。

陳情第28号しまくとぅばの継承・復興事業に関する陳情。

この陳情につきましては、新年度に入ったため、時点修正を行っております。

続いて、新規陳情 1 件を御説明申し上げます。

8 ページをごらんください。

陳情第50号の 2 平成25年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情。

陳情要旨は省略し、処理方針を御説明いたします。

内容は 2 つに分かれておりますので、まず、文化事業振興の推進についてから御説明いたします。

県では、各種施策の実施により、多くの県民に、すぐれた文化芸術を鑑賞できる機会を提供できるよう、文化創造活動の尊さや芸術の感動を体感できる環境づくりを促進しているところです。

特に、離島・過疎地域においては、地域住民が文化芸術を体験する機会が都市部と比べて少ない現状を踏まえ、これまで文化力による地域活性化事業、舞台芸術による地域文化振興事業を実施し、舞台芸術公演を鑑賞する機会を提供してきたところであります。

今年度は、文化芸術による地域活性化事業の実施により、離島・過疎地域の4市町村に対し、文化芸術活動の助成を行ってまいります。

次に、近隣諸国からの観光誘客活動の推進について御説明いたします。

県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画において、国内外の観光客が満足する質の高いサービスを提供できる人材を育成・確保し、国際観光地としての評価を高めるとしており、そのため、昨年度から沖縄振興特別推進交付金を活用し、世界に通用する観光人材育成事業を実施しております。

当該事業は、経営者層向けの意識啓発セミナーを開催するほか、企業等が従業員向けに実施する英語、中国語、韓国語等の語学研修等に対して支援を行っております。

また今年度からは、増加する外国人観光客に対応するため、沖縄特例通訳案内士の育成を実施しており、これらの取り組みにより、国内外の観光客が満足できる質の高い観光人材の育成・確保を図ってまいります。

以上が文化観光スポーツ部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城満委員。

○玉城満委員 陳情第144号沖縄県立郷土劇場（仮称）の陳情に関してですが、文化発信交流拠点を整備するとありますね。その整備する内容を教えてください。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 整備する内容について現在まだ調整中ではございますが、補完的に整備するということから、今考えておりますのは、創作や発表に使える場としてシアター、スタジオ、稽古場。あとは公演に使用する小道具、舞台装置等を保管できる空間。それから新たなにぎわいを創出できる場としてカフェとか、そういった飲食関連のもの。それと事務所、研修、交流機能、情報発信機能。あとは十分な駐車場というようなことを今考えており

ます。

○玉城満委員 この上に一般社団法人沖縄県芸能関連協議会との意見交換と書いてありますが、一般社団法人沖縄県芸能関連協議会は古典の芸能の人たちが中心となっているのです。よく参加団体を見ていただくとわかると思うのですが、民謡関係、島唄関係のグループがこの団体の中に入っていないくて、要は何が言いたいかといいますと、県立郷土劇場の今後の展開を考える上において、島唄、民謡関係の人たちが若干残された感になっていると。そういうことも皆さんは承知しておりましたか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 その団体に島唄関連が入っていないということについて、私どももそこまでは気づいておりませんでした。しかし、シアターというものがありますので、その部分では共有という形で、一緒に使えるような機能になるかと思っております。

○玉城満委員 ここで大事なのは、一般社団法人沖縄県芸能関連協議会の皆さんにせっかくこの団体と言っているのです、皆さんからも声をかけていただいて一民謡関係、島唄関係の人たちは結構仲が悪いのです、正直に言って。十幾つか団体があるわけです。その人たちに連絡協議会なり、何かを結成させる指導は県しかできないと思っております。皆さんで声をかけていただいて、一般社団法人沖縄県芸能関連協議会の一角に島唄の皆さんにぜひ入っていただくということをやっていただかないと、結局アッタービカーシャーという感じになっているのです。沖縄を代表する島唄、民謡会が孤立しているような形になっているので、その辺を理解していただいて、ぜひ一般社団法人沖縄県芸能関連協議会の皆さんとも話し合っ—これを中心的にまとめられる人は調べていくと絶対にいますので、その人たちに声をかけて連絡協議会として島唄も入っていただきたいということを、皆さんからあっせんしていただけないかと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 一般社団法人沖縄県芸能関連協議会ともこれまで今の整備について、何回か意見交換をやってまいりました。今の件についても意向を伝えて、そういった加盟、もしくは島唄関連の組織をまずつくって一般社団法人沖縄県芸能関連協議会に加盟するような仕組みについて調整していきたいと考えております。

○玉城満委員 もう一つ、しまくとうばに関してですが、いろいろなところでウチナーグチ大会とかを見ていると、どうも本当のウチナーグチのような論になってしまっていて、スイクトゥバがどうしても主人公になってしまうという部分があるのです。なぜしまくとうばがいい言葉であるかということ、地域地域の言葉をしっかり残していこうという意味で、しまくとうばにしたわけなのです。これをウチナーグチとしないで、しまくとうばにした理由はそこにあると思うのです。今後しまくとうばのイベントなり、いろいろな成果物を残していったりするときの一番の注意事項としては、まだ地域地域に残っている大切なしまくとうばをしっかりと守っていく。そしてそれを、その地域の子供たちにわからせていくという仕組みをぜひつくっていただきたいと思います。何でもかんでもスイクトゥバに持っていかないような注意は絶対必要だと思うのですが、文化観光スポーツ部長、どう思いますか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 しまくとうばの県民運動をするために、今委員会をつくっているわけですが、委員会の中でもしっかり意見が出ているのが、委員がおっしゃるような地域地域の言葉をまず尊重しましょう、大切にしましょうということが言われています。文化観光スポーツ部でもその部分をしっかりと注意しながら取り組んでいきたいと思っています。あと1件、今回この事業の中でしまくとうばの実態調査をやる予定です。そのときにも、しまくとうばはそれぞれ違いますので、北部、中部、南部、宮古、八重山、与那国という形で、それぞれ違うところのしまくとうばの実態も調査して、それを推進することによって今後どのようにこれが伸びていくのか、そこもしっかり見ていこうと思っております。

○玉城満委員 そこで、しまくとうばという一つのジャンルにこだわるのではなく、しまくとうばを使っているウチナー芝居であるとか組踊であるとか一組踊でも沖縄中を探すと、ヤンバルの組踊と宮古の組踊があるわけでしょう。いろいろなところでしまくとうばと芸能が結びついているということ意識していただいて、単に学術的なしまくとうばにとどまらずに、見えるしまくとうばということ意識していただいて、ことしこそしまくとうばをぜひ形にしていきたいと思います。意気込みのほどをよろしくお願いします。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 私たち県としても、しまくとうばの日に関する条例ができて、その間の取り組みが非常に弱いという指摘をいろいろと受けてきたところです。一方では、今の状況ではしまくとうばを使える方々の割

合が毎年減っている状況です。その辺を考えると、沖縄の文化をこれから振興していくためには、どうしてもしまくとぅばは欠かせない、沖縄のアイデンティティーを形成していく上でも欠かせないということです。それでもって今回県民運動として、まずはできることから全県的な取り組みをやっていこうということです。時間はかかるかもしれませんが、しっかり中長期的な視点でもって、この運動を展開していきたいと思っておりますので、委員各位も御協力よろしくをお願いいたします。

○玉城満委員 最後に提案ですが、しまくとぅばのプロジェクトチームに電話がかかってきたら、しまくとぅばでまずは挨拶をすると。それから文化振興課ですとかというぐらいの、それぐらいのムーブメントを起こしていただきたいと思えます。ひとつ県民の人たちに喜ばれるような仕掛けをぜひつくっていただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 目下お願いしたいことがあるので、陳情第81号の2ページの3の処理方針に関連してお尋ねします。世界水準の観光リゾート地の形成というところになるろうかと思えますが、沖縄の観光が抱える課題の中で交通の不便さというのが一満足度調査でも公共交通が不便であるということが非常に問題の大きな部分になっていると思うのですが、その認識はございますか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 今、統計は持っておりませんが、定時定速といった交通、あとは渋滞ですね。そういったものについての意見があることは承知しております。

○仲村未央委員 これは住んでいる我々も、観光にかかわらず非常にそこは課題だと思っはいるのですね。この間、たまたまあるバス会社を訪ねる機会があって、そこで非常に深刻な相談を受けました。それは県議会前のバスの状況。危険を常に感じながら—そこで乗降がありますよね。これは古い課題といえますか、今に始まったことではないが、実際どういう方向にこの問題を解決させるのか、道筋として持ってらっしゃるのかどうか。ここで乗降するニーズは非常に高いわけです。国際通りを目の前にして、ここでバスを待機させないといけない。お客さんはここで乗りたいというのがずっとあるわけです。特に今ク

ルーズ船が来て、何時間か沖縄に滞在していく中においても、どこで遊ばせるかとなったときに、結局魅力がある場所に連れて行く一限られた時間の中で国際通りのニーズが高ければ、ここで乗りおりさせるということが連動して受け入れ体制の中で出てくるわけです。ところがここはこのような状態。交番も県議会も目の前にして、修学旅行生もこれだけ歩いて、どうするのですかということなのです。私は別にこれを今すぐ一斉取り締まりして、ここにとまらせるなという趣旨で質疑しているわけではないのです。ただ、これを放置していて、もし何かここで事故があったときに、誰が責任をとるのですかとなると一直接はバス会社かもしれないですが、ある程度許容している中で今やっけてこういう状況です。どうするのかということを示さないといけないと強く思いますが、いかがですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 私も通勤、退勤するときにその前を通ります。いつも見ながら、委員おっしゃるように非常に大変だなと。路線バスが通る場所でもありますし、修学旅行を中心に観光バスがとまる場所でもあります。非常に混雑しているし、危険な状況だと思っております。何とかそこで、路線バスというよりも、特に修学旅行等の観光バスの駐車場をどこかに整備する必要があるのではないかとすることは常に思っているところです。今具体的にどこの場所に設置するという案が出てはいないのですが、例えば旭橋の再開発の中でそういう駐車場が確保できないかどうか等、その辺は庁内、関係部局と連携しながら、具体的に今の対策をとれる形で進めていきたいと思っております。

○仲村未央委員 実際にこれは本当に大きな問題になっていて、恐らく一般社団法人沖縄県バス協会と接触されたかどうか。されていなければ早急に協議の必要があると思います。非常に大きなクレームがあって、そのことをめぐって一般社団法人沖縄県バス協会は頭を抱えていて、もちろん交通規制の問題からいうと県警にそれがいくかもしれません。一義的にはバスをここにとめてはいけないと、とめているバス会社が摘発されるかもしれない。でも、そういうことが問題の本質的な解決ではなくて、観光地として沖縄にお客さんが来てくれることを期待するのであれば、当然、環境整備としては県の観光行政が役割を持って指し示して、駐車場の確保なり、早急に手を打つことでしかこの問題は解決しないと思います。那覇署も非常にびりびりしているはずなのです。交番を目の前にして、何かあったときに、なぜこれを許していたのですかと言われるのはまず警察ですよね。県警もここにあって、県議会、県庁、どうするの

すかということになるので、ここをぜひ早急に、想定できる関係機関、あるいは国際通りの皆さんも、そしてどこにバックがあって、一定の規模の土地があるのかという、安全な待機場所が確保できるのか。今那覇空港に一旦戻って調整はしているようですが、そういうことが解決ではないと思うので、これは強く要望します。そして早目に当事者の皆さんを集めてプランをつくっていただきたいという要望ですので、ひとつお願いいたします。

それからもう一つ、今玉城委員からもしまくとうばのことがあって、これは地域でもそれぞれの取り組みが非常に熱心に行われていますよね。学校に出かけて行って、しまくとうばの流暢な先輩たちが子供たちに語るとか、学ぶとかという時間をつくったり、これも非常に大事な取り組みだと思います。絶滅をさせてしまっただけとはいけないというように、危機感がだんだん出てきている感じがするのですが、先ほどの公共交通のこととも関連しますが、ぜひバスのアナウンスとか、日本語の後に英語が流れるような機械は結構あるのです。モノレールもそうではないですか。そういうときに、もう一步踏み込んで一もちろん時間の管理も必要ですが、そういった日常で触れる音の中で、全部ウチナーグチを通して流すアナウンスというものはぜひともやってほしいと思うのです。これを強かにリーダーシップをとっていただきたいと思います。なぜならば、今那覇市も一生懸命ハイサイ・ハイトイ運動をやっていて、皆さん挨拶の冒頭ハイサイ、ハイトイと入りますが、その後、ところでみたいになると急に日本語になってしまいますので、私たちみたいな世代の者からは、これを通して聞く機会も相当減っているわけです。語る力ももちろん問われますが、まずはヒアリングといいますか、リスニング力すらも本当に維持できるかどうかのぎりぎりのところだと思います。特にそういった公共交通や、バス停等で流れる言葉だけでも通して聞いてみたい。そしたら多分難しくて、どこの言葉を共通語みたいにアナウンスに吹き込むとか、いろいろな議論はあるのですが、その地域性とかそういうものは、いろいろアイデアも取り込んでいただいて。あるいはJTAとかそういう沖縄県が関与できる、県が出資している航空会社とか一おりるときは必ず何か言いますね。機長も、必ず日本語と英語で言います。それをまたウチナーグチで、乗務員に協力をいただいて、沖縄に着いたという、入り口でわくわく感も伴って、沖縄の雰囲気ってこんな言葉なんだということができないかと。そういうことが費用対効果にしても非常にいいのではないかという思いがありますので、それも要望ですが、何かコメントがありましたらお願いいたします。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 ありがとうございます。それは文化観光ス

ポーツ部も全く同じようなことを考えておりました、やはり県民運動でできることはそういうことなのかと思っております。ハワイの書物を読んでも、ハワイも空港ターミナルとかそういうところでは全部ハワイ語で話すそうなのです。沖縄の場合を見てみると、まだ空港ターミナルでそういうアナウンスがない。今おっしゃった、例えば飛行機が到着したときも日本語なのです。そこでは私も冒頭ではまず方言で話してほしいなど。そうすると異国に来たといいますか、違った県に来たというわくわく感が出てくると思いますので、今言う飛行機であるとか、空港ターミナルとかバスとか、まさにモノレールが今やっています。あれを聞いていても、最初は皆さんわかるのかなと思うのですが、あれでいいと思うのです。あれはなれであって、なれてくると聞けてくるときが来ると思いますので、私たちもできるだけ工夫して、いかにすれば広がっていくのか、県外から来た方々からも、沖縄は違うところなのだという、そういう観光としてもプラスになるような仕組みを、いろいろアイデアを委員の皆さんからもいただきながら、またいろいろな方からいただきながら、しっかり対応していきたいと思っております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 8ページの陳情第50号の2についてです。これは離島・過疎地域の振興となっておりますが、沖縄観光の振興の前提と関連づけたいのですが、この間の代表質問で再質問しようと思って、私は動揺して抜かしてしまっただけです。11の外国語対応の部分に関連して、もちろん通訳等そういったものも必要なのですが、10日ほど前に、近くの焼き肉屋でビールを飲んで帰ろうとしたら、カウンターでヨーロッパ系の夫婦が鍋をつついていて、本当は焼き肉屋だから焼き肉がメインのはずだが、恐らくメニューがないのです。鍋をつついていて写真が載っていたのです。だからこれしか食べられない。要するに、入ってもメニューがない。そういう状況ではないかと。そういったメニューの設置をもっと進めていくべきではないかと。ぜひ調査もしていただきたいのです。それは大事なことはないかと。英語、中国語、韓国語あたりを中心に。入ってもっと接したいのですが、食べたいのですがメニューがないから、また店員も言葉がわからないからというのが実態だと思うのです。ぜひこれは少し調べて検討していただきたいと思っております。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 今、それぞれの事業者に対して語学の研修

をやっているわけです。語学の研修というのも、県がやるわけではなくて、それぞれの企業が語学研修を必要としたときに、企業自身が研修のプランをつくって、それを申し込んで支援するという取り組みをやっております。あともう一つは、それぞれの企業でパンフレットだったり案内だったり、そういったものの翻訳を一なかなか企業だけでは難しいので、それを支援する仕組みもあったのですが、今年度からはないようですので、その辺を文化観光スポーツ部で、前回の事業の成果も検証しながら、ニーズも把握しながら検討させていただきたいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

以上で、文化観光スポーツ部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○上原章委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の方法などについて協議)

○上原章委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第4号議案沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見、討論等なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 意見、討論なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより乙第4号議案を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○上原章委員長 挙手多数であります。

よって、乙第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第5号議案沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第5号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第8号議案指定管理者の指定についての採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見、討論等なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 意見、討論なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより乙第8号議案を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○上原章委員長 挙手多数であります。

よって、乙第8号議案は可決されました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて 御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○上原章委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情25件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○仲村未央委員 委員長。

○上原章委員長 仲村未央委員。

○仲村未央委員 ただいま継続審査になりました新規陳情第51号日台漁業取り決め等の見直しに関する陳情ほか関連の陳情に関連しまして、閉会中のいずれかの時期に、沖縄海区漁業調整委員会会長をぜひ参考人招致で呼んでいただけないかということを提案いたします。

先ほどの審査に関連して、漁業委員が実際の交渉に当たるということでしたが、その漁業委員に入っている沖縄海区漁業調整委員会会長をぜひ呼んで、交渉の場所が、本当に線の引き方まで議題になり得るのかどうか非常に大事なところなので、御意見を伺いたいと思いますので、取り扱い方お願いいたします。

○上原章委員長 今の仲村未央委員の提案、これは大事だと思いますが、委員の皆さんよろしいでしょうか。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

○上原章委員長 仲村未央委員から提案のありました申し出については決することとし、その日程及び人選については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案及び陳情等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 上原 章